

# Ⅲ

## 中核機関等の整備に向けた取り組み

本「手引き」では、中核機関に求められる役割として以下の3つを位置付けています。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

(※「3つの検討・専門的判断」とは、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援する仕組みを指します。詳細はⅡ章をご参照ください)

本章では中核機関等の立ち上げ・整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）及び具体的な体制整備の方策等について記述しています。

## ① 市町村における中核機関の設置・運営

国基本計画において示された市町村の主な役割は、次の①～④の通りです。

このうち、特に①～③については、市町村（特別区を含む。以下同様）として整備が求められている優先事項と考えられ、かつ、国基本計画では「地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める」とされていることから、本手引きでは、市町村における体制整備の手順、考え方の例として、次頁以降を提案します。

- ①地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たす。
- ②地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- ③上記に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- ④促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。

中核機関の設置は、あくまでも市町村における権利擁護支援・成年後見利用促進の目的遂行に向けた手段であり、中核機関の設置そのものが目的ではないことは言うまでもありません。

## (1) 中核機関の設置・運営

### ①設置の主体、運営形態

#### ア 設置の主体、運営の主体、設置の区域等の考え方とバリエーション、留意点

中核機関の設置形態を考える上で、まず検討すべきポイントは以下の4点です。これらについては相互に関係することから、同時並行的に検討していくことが現実的と考えられます。

どのような設置、運営形態が効果的であるかを検討するにあたっては、自治体内関連部署及び近隣自治体との調整が不可欠であるとともに、広域設置等の可能性やエリア設定等について、早い段階から都道府県と協議していくことも有効です。

#### ア 設置・運営主体（直営か委託か）

\* 地域内に、中核機関を担える機関の存在があるか、それぞれの場合の利用者にとってのメリットは？

\* 委託の場合、どの機能について委託するか

#### イ 1つの市町村で設置するか、複数市町村が広域で設置するか

#### ウ 中核機関と地域ネットワークの役割分担、行政との役割分担

\* 中核機関と行政が担う役割の整理

#### エ 広域設置の場合、どのような役割を単独／広域で実施するか（単独／広域の整理）

上記に関連した国基本計画での記載は、以下の通りです。

#### 【国基本計画での記載（P.16-17より抜粋）】

##### ◆設置の主体

- 設置の主体：中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、(中略)例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。

##### ◆運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

前記国基本計画の記載をまとめると、設置・運営の主体についての考え方は、次のように整理できます。

- 自治体が設置することの意義は下記のとおり。ただし、これらを踏まえたうえでの委託の検討もありうる。
  - ア 業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づいて行われること
  - イ 首長申立等の市町村権限を適切に発揮する必要性があること
  - ウ 行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性があること
  - エ 業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有すること
- 既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においては、そうした機関を活用すること等を含め、既存の資源の活用を図ることも可能。
- 上記ア・イについては、自治体固有の事項と想定されることから、
  - ・委託の場合は、ウ・エの条件を満たす団体であることが条件であり、かつ
  - ・業務内容については、ア・イの機能の適切な行使を含め、自治体の責任ある関与が必須となる。
- 広域設置の場合の複数の自治体による共同委託、或いは自治体がある機能を担い一部機能を外部委託するなど、部分的な機能の切り分けも考えられる。

特に、アについては、中核機関が家庭裁判所との間で個人情報の共有を行うためには、公的機関であるとの位置付けが不可欠であり、市町村直営か委託の形で市町村の責任において個人情報の管理を行うことが必要となります。

上記を踏まえると、「直営か委託か」、「単独設置か広域での設置か」によって以下のような組み合わせが想定されますが、仮に委託の場合であっても、市町村が設置主体として責任を持って取組むことが求められます。(⇒各タイプの具体的事例については P.40 参照)

- ・単独・直営のケース
- ・単独・社協等への委託のケース
- ・広域・社協等への委託のケース
- ・広域・NPO 等の新たな組織新設のケース

### ヒント!



#### 何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか？

「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」という点からみると、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備を進めることが急務となっていることから、ここでは中核機関は、必ずしも条例や計画に位置付けられていなくともよい、ある種「小さく生んで大きく育てる」という考え方をとります。

その場合、Ⅱ章で示したような望ましい機能から見て、どこが不十分、あるいは今後どのような点について強化が必要で、どのようにそれらの機能を高めていくのか、という点についての自己点検や第三者による評価の仕組み等があることが望ましいと言えます。

一方、事業の着実な進展という側面から考えると、中核機関等の設置と同時並行で市町村計画等を策定し、その計画の中で中核機関等の設置を謳っていくことが効果的ともいえます。

既存調査によれば、社会福祉協議会のみをみても全国の市町村で230余の「権利擁護センター」・「成年後見（支援）センター」が機能しており、また、高齢分野における基幹型地域包括支援センター、障害分野における基幹型相談支援センターなど、目指すべき機能のうち一定の機能を要している機関も存在することから、まずはこれら既存の類似機関の活かし方について検討していくことが望まれます。

## ヒント!



### 市町村社協における成年後見制度への取組状況 ～全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」結果から

- ◇対象：市区町村社協 1846 + 指定都市社協 20 計 1866 市町村社協を対象に実施。
- ◇回収：1156 社協（回収率 62.0%）
- ◇実施時期：2017 年 10 月
- ◇調査実施主体：全国社会福祉協議会

- ▼「権利擁護センター」を設置している社協は 234 回答の 20.2%
- ▼以下について、社協「権利擁護センター」で実施している割合
  - 権利擁護・成年後見制度の相談 97.0%
  - 権利擁護・成年後見制度に関する広報・啓発 95.3%
  - 成年後見申立支援（首長申立以外） 77.8%
  - 法人後見の受任 67.1%
  - 日常生活自立支援事業 65.4%
  - 市民後見人等の養成 54.7%
  - 後見受任調整 52.6%
  - 親族後見人等、地域の後見人への支援 52.1%
  - 市民後見人への支援 47.4%
  - 成年後見の首長申立支援 43.6%
  - 権利擁護・成年後見制度に関する調査研究 29.5%
  - 日常生活自立支援事業以外の
    - 保健福祉サービス利用相談・支援 27.8%
    - 日常的な金銭管理サービス 17.5%
    - 書類預かりサービス 17.5%
  - 後見監督人の受任 19.2%
- ▼相談・情報提供
  - ・任意後見に関する支援の取組の実施率をみると、「任意後見に関する情報提供」（全体 32.6%、センター設置社協 78.6%）「任意後見の相談」（全体 24.6% センター設置社協 69.2%）
- ▼市民後見人等への支援
  - 過半数の社協で、市民後見人の養成を実施、市民後見人への支援を行っているのは 4 割に満たない

資料) 2018 年 1 月 15 日 第 3 回検討委員会社会福祉法人全国社会福祉協議会提出資料より抜粋

## 設置の区域について

国基本計画によれば、中核機関の設置区域は、市町村を基本と置きつつも、地域の実情に応じ、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきとされており、特に都道府県の早期の積極的な支援が期待されます。

### 【国基本計画での記載（P.16-17）】

#### ◆設置の区域

- 中核機関の設置の区域は住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。
- 都道府県の責務**：地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

今回調査によれば、現在成年後見センター等を広域で設置している自治体では、検討に当たり下に示すような要素について総合的な判断をしたうえで、直営・委託、単独・広域等の選択がなされています。 \*都道府県の支援例については後述

また、広域で実施する場合、すべての機能について広域で実施することも考えられますが、基礎自治体ごとに実施することと広域で実施すること双方を分けて、あるいは段階的に実施していくことも想定されます。

#### ヒント!



#### 機能整備のエリア設定等に際して検討すべき要素 例

⇒ P.105 静岡県 の例参照

##### <要素の例示>

- ・人口規模（規模感）
- ・行政の圏域（保健福祉等の連携経験が蓄積されている広域行政エリア）
- ・家庭裁判所のエリア（家裁との円滑な連携）
- ・後見ニーズ（高齢者、障害者等の人数、推計値）と供給体制のバランス
- ・機関の機能（何を行う機関か、必要な機能）
- ・担い手組織の存在（社協、NPO、自治体、新規立ち上げ等、各組織の特性）
- ・必要経費（後見センターの運営に必要な費用：事務所と人件費  
どのような人材が何人必要で、そのための人権費はいくら程度、等）

## イ 中核機関と自治体

前述の通り、国基本計画においても、設置の主体については、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づいて行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」と記載されています。同時に、国基本計画では、委託の可能性についても示唆されており、現実的には、P.37 に記載したような選択肢があることとなります。

中核機関を直営で設置した場合は、中核機関の機能についてすべて自治体が担うこととなります。仮に、委託の方法を選択した場合、中核機関の機能に応じて、自治体と委託先とで分担していくことが想定されます。直営の場合はもちろんですが、委託の方法を選択した場合でも、基本的には、取組の質の担保を含めたすべての事項について、自治体の責任で管理・運営していくことは言うまでもありません。

次頁以降に、成年後見制度に関する相談機関（一部法人後見実施機関）である各地域の成年後見センターの取組事例を、取組形態別にご紹介します。

- 単独・直営のケース                      福島県いわき市の場合
- 単独・社協委託のケース              愛知県豊田市の場合
- 広域・社協委託のケース              長野県上伊那圏域場合
- 広域・NPO 新設のケース              愛知県尾張東部圏域の場合

それぞれの取組には、地域のこれまでの実践の蓄積や地域特性、自治体の考え方、推進機関の特徴、さまざまな形での県の後押し等、多様な要素が絡み合って現在の形がつくられてきています。各センターの立上げの経緯や現状等については、P.42 以降にまとめていますが、4つのセンターの立上げの経緯や特徴をセンターと自治体との関係から簡単にご紹介します。

### ○単独・直営のケース                      福島県いわき市の場合

福島県いわき市（人口約 32.7 万人）では、平成 25 年に、1 市単独・行政直営（保健福祉部保健福祉課に設置）で、「いわき市権利擁護・成年後見センター」を設置しました。

市では、平成 19 年度から、庁内外関係機関等相互の連携、高齢者虐待防止等に関する広報、啓発、成年後見制度にかかる利用支援策の検討等を目的とした「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」が設置され、21 年度には、第 5 次、第 6 次市高齢者保健福祉計画への「(仮称) いわき市成年後見センター」の設置の検討を位置づけ、この間ニーズ調査等も実施するなど、計画的に一定の時間をかけて合意形成とアクションにつなげてきています。

なぜ、直営方式を選択したのかについて、市担当は、「センターの運営には公益性や信頼性の確保、職員の専門性の確保、運営の安定性などが求められるが、検討段階において市内にそれらの条件を満たし事業を受託できる民間団体がなかった。そのため、当初は市の直営により整備・運営を行い、センターの体制整備後、適切な民間団体への業務委託についても検討を進めていくもの」と説明しています。さらに、市では、権利擁護・成年後見センターの設置に合

わせて、高齢者虐待、障害者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する付属機関を新設の権利擁護・成年後見センターに統合していくという機構改革も実施されました。

#### ○単独・社協委託のケース 愛知県豊田市の場合

愛知県豊田市（人口約 42.5 万人）の場合、センターの設置は平成 29 年 7 月と比較的新しく、近隣に成年後見センターが設置され始め、現場職員としても課題を感じていた中で、「我が市についてはどのような方針、体制で、どのような取組をしていくのか、時限付きで検討をするように」という命が下されたこともあって、一気に検討が進んだものです。真っ白な状態から、直営・委託それぞれの場合の利用者にとってのメリットを検討し、権利擁護関連の実績を有する市社会福祉協議会に委託することと決定しました。

検討のプロセスについては、後述しますが、ここで注目すべきは、下図に示されているように、「中核機関」の概念の中には、新設の委託によるセンターとともに、市の福祉総合相談課、福祉部長、福祉事務所長が含まれており、両者が一体的に中核機関としての「司令塔」役割を担っていくことにあります。「自治体の関与・責任のもとに運営していく」という一つの具体的な好事例と言えます。

#### ○広域・社協委託のケース 長野県上伊那圏域の場合

長野県上伊那圏域（同圏域 8 市町村 人口約 18.2 万人）の場合は、長年にわたる圏域社会福祉協議会の権利擁護担当者の実践の取組が、県の後押しもあって圏域自治体を動かし、平成 23 年度の広域の「上伊那成年後見センター」設置へとつながった取組みです。

伊那市社協では、介護保険制度開始以前の平成 9 年頃から、権利擁護を含む相談の実践の蓄積がありましたが、平成 15 年度以降圏域内の大規模な障害者施設利用者の地域移行促進により成年後見ニーズが顕在化します。そこで H18 年度後半から、成年後見制度、特に法人後見に関する検討会議を圏域の各社協日常生活自立支援事業担当者により開始。同時期に、長野県でも後見人の不足を課題視し、H21 年度、伊那市社協が県の成年後見相談支援体制構築モデル事業を受託し、支援体制構築検討会議を開催しました。こうした流れを受けて、H22 年度に上伊那 8 市町村の福祉担当課長 9 名を中心に「上伊那圏域成年後見体制検討会」が立ち上がり（伊那市社協が事務局）、H23 年度に上伊那成年後見センターが開設されました（圏域全体をカバーするには広域であるため、センターは二次相談の機能を有している）。

センターは、上伊那市社協が、圏域内 8 つの市町村と個別に委託を締結しています。センターの運営は、8 市町村からの委託費と後見報酬によっています。補助ではなく委託を選択した理由は、法人後見を必要とする方の場合市町村の支援が必須であり、市町村の責任で制度を普及すべきとの考えに基づくものです。

#### ○広域・NPO 新設のケース 愛知県尾張東部の場合

尾張東部成年後見センターは、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町の 5 市 1 町（人口約 47 万人）が、新たに NPO 法人を立ち上げる形で、平成 23 年度に設置されました。

センターでは、行政とセンターの役割や機能分担、行政のセンター運営への確実な参加のための仕組みを明確に構築している点が特徴です。



## 参考事例のご紹介

### 現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）

#### 単独・直営 福島県いわき市の場合 （いわき市役所保健福祉部保健福祉課）

##### 1. いわき市権利擁護・成年後見センターの概要

###### (1) 対象エリア：福島県いわき市

- ・いわき市は福島県浜通り南部に位置する中核市。県内で最も人口が多く、1232.02km<sup>2</sup>と広大な面積を有している。
- ・人口：326,785人（高齢化率29.37%、H30.02末日現在）



###### (2) 体制・予算

###### ①センターの位置づけ、特徴

- ・権利擁護・成年後見センターは、市の直営センターであり、障害部門、高齢部門の両方に関わる部署として、市の保健福祉部保健福祉課内にセンターが設置されている。
- ・同センターでは、成年後見だけでなく虐待対応を担っている。
- ・広い面積を有するいわき市における権利擁護支援を行うため、市内7カ所に保健・福祉サービスを一体的に提供する機関である「地区保健福祉センター（以下「地区センター」という。）」と地域包括支援センターが設置されている。
- ・市民からの相談は、7地区の地区センター等又は権利擁護センターに相談窓口を設置しており、簡単な相談は地区で、専門性の高い案件は権利擁護センターで対応するなど窓口の重層化を図っている。また、地区センター等で対応が困難な案件は、地区センター等から権利擁護センターが相談を受け、支援方針や対応方法などの助言等行っている。
- ・市長申立案件の場合は、地区センター等と権利擁護センター参加による個別検討会を開催し、市長申立ての方針等の決定をしている。

###### ②職員体制

- ・担当職員：センター長1名（保健福祉課長兼務）、センター担当者4人、（係長職1名、団体からの派遣職員2名、嘱託職員1名）
- ・センターの職員は、地区への助言等、高い専門性を担保するため、資格（社会福祉士）と実務スキルを有するものとしている。市のプロパー職員と、団体（市社協、NPO）からの派遣職員で構成している。地区担当を決めており、各地区のケース検討等には決まった担当者が行く。

###### ③組織運営体制

- ・高齢者保健福祉計画及び障害福祉計画に位置づけている。

###### ④事業概要（※成年後見制度に関するもののみ記載）

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ア 成年後見制度の広報・啓発活動 | イ 成年後見制度に関する相談受付            |
| ウ 親族申立てにおける支援    | エ 市長申立ての支援                  |
| オ 市民後見人の養成、登録    | カ 市民後見人のフォローアップ             |
| キ 受任者調整（市長申立）    | ク 後見活動のバックアップ・サポート活動（市民後見人） |
| ケ 関係機関等との連絡調整    | コ 専門研修の実施                   |

###### ⑤事業予算

###### ◎財源（H28年度実績）

- ・現在、市の一般財源を繰り入れている。その他は、市民後見は地域医療介護総合確保基金、法人後見は地域生活支援事業費等補助金である。
- ・予算内訳は7割が人件費、3割が事業費となっている。

	金額（概数）	備考
全体	14,833千円	
自主財源	14,615千円	市の一般財源
その他（国庫補助又は県費補助等）	218千円	

## 2. センター設置までの取組

### センター設置までのプロセス（一部抜粋）

年月	内容	備考
H19年度～	「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置。	関係機関等相互の連携、高齢者虐待防止等に関する広報、啓発、成年後見制度にかかる利用支援策の検討等が目的。長寿福祉課が主管。
H21年度～	第5次、第6次市高齢者保健福祉計画への位置づけ	第5次いわき市高齢者保健福祉計画に「(仮称)いわき市成年後見センター」の設置の検討を位置づけた。
H24年度～	運営協議会内にセンターに関するワーキンググループを設置、検討	全4回。(現状確認、他市状況把握、視察(品川、世田谷)、アンケート結果分析とニーズ把握、社会資源の分析・把握、センターの具体的機能と業務、組織体制、関係機関との連携体制、人材確保の検討)
H24年6月	権利擁護・制度利用支援に関するアンケートの実施	高齢者、障がい者のサービス事業所に対してアンケートを実施。
H25年4月	いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会からの提言	ワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うとともに、事例の発見から終結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導く制度横断的な権利擁護支援機関の設置が提言された。
H26年4月	保健福祉課が担当部署となる	※支援対象が高齢者・障害者であり、制度横断的な対応が必要となるため。
H26年9月	いわき市権利擁護・成年後見センター設置	

## 3. センター設置後の実績等

### ◎市長申立案件のマッチング

- ・市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、地域包括支援センターの連携により、マッチングを行っている。

### ◎直営センターのメリット

- ・支援ニーズに対する政策を、スピード感をもって展開できる（即効性）。
- ・高齢者及び障がい者にまたがるニーズであっても、支援及び施策展開がトータルにできる。
- ・対応する相談者の半分は包括や団体、行政関係者であり、センターの行政に対する発言力、働きかける力が強い（執行性）。
- ・個人情報へのアクセスについて。自治体の情報収集力は、民間団体とは格段に異なる。

### ◎市民後見人の養成とのバックアップ体制の構築

- ・センターにて、市民後見人の養成研修、市民後見人バンクの登録を行っている。現在12名登録。
- ・市民後見人には、二つの類型があり。
  - ①個人受任型…家庭裁判所より後見人として選任を受け活動を行う（8名登録）
  - ②法人後見支援員型…法人後見の支援員として活動を行う（4名登録）
- ・市民後見人（個人受任型）は当面、単独受任は行わず、専門職後見人又は法人後見との複数後見で受任する方向。なお、身上監護は市民後見人が、財産管理は専門職後見人等が担うと考えている。
- ・市民後見人のバックアップは、初めて受任した後3ヶ月間はセンター職員と一緒に活動している。月1回報告書を求め、適宜面談を行っている。監督をつけるイメージはない。
- ・バンク登録の際にはフォローアップ研修の受講を義務化している。

単独・社協委託 愛知県豊田市の場合  
豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）

1. 豊田市成年後見支援センターの概要

(1) 人口等基礎情報（注記のないものは H30.2 時点）

- 【人口】 425,059 人
- 【面積】 918.32 km<sup>2</sup>
- 【高齢化率】 22.09%
- 【認知症自立度Ⅱ以上人数】 7,846 人（H29.3 時点）
- 【療育手帳所持者数】 3,081 人（H29.4 時点）
- 【自立支援医療（精神通院）受給者数】 4,943 人（H29.3 時点）
- 【地域包括支援センター】 27 箇所
- 【障がい者相談支援事業所】 11 箇所
- 【生活困窮者自立支援機関】 1 箇所（社協）



(2) 体制、予算

① センターの位置づけ、特徴

- H29.7 開設。豊田市より豊田市社会福祉協議会に委託し運営。
- 主な特徴
  - ア. 法律専門職との連携…アドバイザー弁護士・司法書士を配置し、法的支援の必要性を判断
  - イ. 訪問型支援の実施…自宅や施設、病院などに積極的にアウトリーチ。支援のうち約 20%。
  - ウ. エンディングノートの推奨…意思決定支援や終活支援として、センター独自に作成。

② 職員体制（H30.2 時点）

- 成年支援後見センター 5 名
  - ・ センター長 1 名（社協・相談支援課長兼務）
  - ・ 主任相談員 1 名
  - ・ 相談員 3 名（うち社会福祉士 1 名）

③ 組織運営体制

- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（年 3 回程度）
  - 【事務局】 市福祉総合相談課・センター
  - 【参加者】 弁護士、司法書士、社会福祉士、メディカルソーシャルワーカー、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、家庭裁判所
  - 【内容】 センターの運営状況の評価・協議、成年後見制度の利用促進策の検討・協議、法律と福祉の連携に関することの検討・協議

2-③ 今後の利用促進に向けた体制整備（豊田市成年後見・法福連携推進協議会）



○定例会議（月1回程度）

【事務局】センター

【参加者】弁護士、司法書士、社会福祉士、センター、市福祉総合相談課  
（家庭裁判所が参加することもあり）

【内容】相談案件の進捗状況や対応方向性の確認、法人後見の適否を含めた候補者調整（必要に応じて）、後見人支援の進捗状況や対応方向性の確認、各参加者間での情報交換

○チーム会議（後見人等選任後）※必ずしも会議形式とは限らない

【事務局】センター

【参加者】後見人等、本人の支援機関など

【内容】センターが相談・申立支援などを実施していた際に有した情報を後見人等と共有し引き継ぎ、今後の支援方針の確認や検討を実施

#### ④事業概要（H29年度仕様書より）

ア. 相談業務（アウトリーチ相談、エンディングノートを含む）

イ. 申立支援業務（首長申立て、親族・本人申立て）

ウ. 関係機関等連絡調整業務（後見人支援、関係機関意見交換、候補者調整を含む）

エ. 法人後見業務

オ. 啓発業務

カ. 法人後見の受任

キ. 市民後見人の育成等利用促進に関する調査研究

#### ⑤事業予算（H29委託料）

31,800,708円（開設準備に係る初期投資費用を含む）

## 2. センター設立までの取組 → P.63 参照

### ①庁内での検討

平成27年9月に、福祉事務所長（兼福祉専門副参事）をリーダーとして、「地域福祉課（当時・高齢者福祉を所管）」と「障がい福祉課」の2所属が連携して、検討を開始。主な役割分担として、地域福祉課において高齢者部分のニーズ調査と視察地の選定・調整を実施し、障がい福祉課において障がい者部分のニーズ調査と調査結果の取りまとめ、資料作成を実施した。

### ②ニーズの把握と必要性の整理

市長申立件数や成年後見制度利用支援事業の報酬助成件数だけをみても真のニーズはつかめないため、(1)定量的な状況、(2)定性的な状況、(3)公として備える理由の3点から整理を行った。

(1)定量的な状況の整理としては、認知症自立度Ⅱ以上の人数や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数などの全体数や推移から、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった関連する事業の利用者数などを整理した。

(2)定性的な状況の整理としては、家庭裁判所との意見交換、先進地や近接・同規模自治体との比較に加え、3専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士、MSW、PSW、社会福祉法人、社会福祉協議会）との意見交換を実施し、その中から成年後見制度に関する環境がどうなっているのかの整理を行った。

(3)公として備える理由としては、当時は利用促進法がなかったため、関連する法律の条文や関連通知を組み合わせてながら、行政が実施すべきこととして整理を行った。

### ③センター設置の方向性

②の取組を踏まえて、豊田市での課題を整理した。対応策を検討するにあたっては、成年後見制度は福祉的な支援の一つとしてしっかりと整備すべきであり、相談先を明確にすることと多様な主体が成年後見に関わる仕組みづくりが必要としたことから、その一元的な支援体制の中心としてセンターを設置することにした。

また、運営主体はゼロベースで検討し、結果としては日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった関連する事業を実施していることや、高齢者と障がい者の双方に支援の視点や経験を法人として有していることなどから、社会福祉協議会に委託することとした。

### ④設立検討委員会での具体的協議と合意形成

平成28年にはセンター設立検討委員会を立ち上げ、具体的な議論を実施した。メンバーは弁護士、司法書士、社会福祉士、MSW、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、社会福祉協議会に加え、近隣自治体で先進的に取り組んでいる尾張東部成年後見センター長にも参画いただいた。

全5回実施したが、第1回を開催する時点で各回何を議論すべきかを予め設定したこと、毎回市からたたき台を提示し、委員からは専門的な知見から肉付けしてもらいイメージで展開した。

### 3. センター設置後の実績等 (H29.7～H30.1)

#### ①相談業務

- 専門性の高い相談については、アドバイザー（弁護士・司法書士）に確認し対応。
- 地域包括等からの金銭搾取、虐待が疑われるケースに対し積極的に相談に応じ、申立に繋げること  
で、市民の権利擁護を推進。
- 訪問型支援スタイルを進めていることもあり、年間目標 100 件に対して、7 か月実績で 240 件（延べ 2,140 回の相談支援）。

#### ②申立支援業務

- 毎月 1 回、センターと専門職、福祉総合相談課とで、ケース 1 件 1 件を振り返り、対応の方向性の確認。
- 申立の準備として福祉関係機関や専門職との調整が多い中で、横の繋がりを活用した支援を実施し、104 件の申立支援実施。
- 診断書作成のタイミングを活用し、医療機関とも関係性を構築し始めている。

#### ③法人後見業務

- 年間目標 3 件に対して、18 件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。  
今後も受任増加が想定される。

#### ④啓発業務

- 年間目標 3 件に対して、18 件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。  
今後も受任増加が想定される。

#### ⑤その他

- 開設前後において、積極的に福祉施設や病院等に訪問し P R。ケアマネ等からの相談が早い段階から来るようになった。

**広域・社協委託 上伊那圏域の場合**  
上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）

**1. 上伊那成年後見センターの概要**

**(1) 位置と構成市町村**

- 長野県上伊那郡 8 市町村  
(平成 29 年 10 月現在)

市町村	人口（人）
伊那市	67,437
駒ヶ根市	32,500
辰野町	19,325
箕輪町	25,132
飯島町	9,393
南箕輪村	15,328
中川村	4,718
宮田村	8,745
<b>合計</b>	<b>182,578</b>



**(2) 体制、予算**

**①センターの位置づけ、特徴**

- 伊那市社会福祉協議会にセンターを設置し、1 か所で圏域全体をカバーしている。
- 当センターは二次相談窓口の役割。一次相談窓口は、各市町村行政や地域包括支援センターに設置（明確な役割分担）。
- 伊那市社協では当センターの担当と日常生活自立支援事業の担当を同一の窓口配置。このことにより、新規の相談ケースをどちらの制度で支援すべきか協議できることに加え、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も円滑に行うことができている。
- 圏域内 8 市町村と個別に委託契約を締結。運営費は、委託費と法人後見の報酬で賄っている。補助ではなく委託とした理由は、法人で後見等を受任する状況の利用者は、市町村の支援が必須であり、市町村の責任で制度を普及すべきとの考えに基づいている。

**②職員体制**

- 成年後見センター 9 名
  - ・ 所長 1 名（地域福祉係長兼務）
  - ・ 事業担当者 3 名（すべて社会福祉士）
  - ・ 法人後見生活支援員 5 名（非常勤）週 1 回

**③組織運営体制**

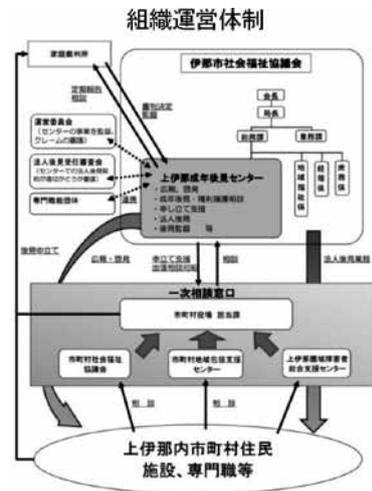
- 運営委員会（8 市町村の担当課長と、伊那市社会福祉協議会事務局長で構成）
- 法人後見受任審査会（専門職能団体（4 団体）の代表者と総務課長で構成）

**④事業概要**

- ア. 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- イ. 成年後見・権利擁護相談
- ウ. 成年後見申立ての支援
- エ. 第三者後見人の紹介、斡旋
- オ. 法人後見の受任
- カ. 市民後見人の育成
- キ. 後見監督人の受任

**⑤事業予算**

- 委託費の算定
  - ・ 長野県が広域連合で行っている各種事業の負担割合を踏襲（平均割 16%、人口割 84%）。
  - ・ 平均割、人口割の他に、案として利用割案が挙げたが、実施されていない。



H28 年度実績

	金額（概数）	備考
ア. 行政からの委託	7,581,699 円	
イ. 後見報酬	6,328,301 円	
ウ. 自主財源	0 円	
エ. その他（ ）	0 円	
<b>全体</b>	<b>13,910,000 円</b>	

※「組織運営体制」の図は、「成年後見制度利用促進フォーラム」矢澤秀樹氏資料より抜粋。

※「H28 年度実績」はヒアリング調査時の回答シートから抜粋。

## 2. センター設立までの経緯

### ①センター設立に向けた動きの前段階

- 平成9年頃、伊那市社協が「ふれあい相談センター」を、リーガルサポート長野支部に委託して実施（月1回）。
- 平成15年から、上伊那郡にあった大規模な知的障害者入所施設解体による障害者の地域移行が始まり、障害者が安心して地域で暮らせるような権利擁護支援ニーズが高まった。一方、上伊那郡内8市町村社協の日常生活自立支援事業担当者による定期的な勉強会において、成年後見人の不足（担い手不足）が共通の課題であることが明らかとなった。

### ②センター設立に向けた動き

- 平成18年度から、各社協日常生活自立支援事業担当者により、法人後見に関する検討会議を開始。
- 平成21年度、長野県より上伊那圏域を対象として「成年後見相談支援体制構築モデル事業」を、伊那市社協が受託。
  - ・成年後見等相談、アドバイザー派遣
  - ・「上伊那圏域成年後見相談支援体制構築検討会議」の開催
    - 会議6回、先進地視察1か所
- 平成22年度、「上伊那圏域成年後見制度体制検討会」を設置。（事務局：伊那市社協）
  - 構成メンバー：上伊那8市町村の福祉担当課長9名
  - 会議5回、先進地視察3か所

#### ◎主な検討内容1

##### 【利用見込み数について】

- 近い将来（2～3年間）に必要となる数
- ア. 日常生活自立支援事業全数調査
- イ. 社協独自金銭管理事業全数調査
- ウ. 認知症、知的、精神障害者数等
  - × 第三者後見人の就任割合



**18人～78人の利用を見込む**

#### ◎主な検討内容2

##### 【センターの設置形態について】

- NPO法人やボランティア団体などの不在、専門職の確保
- 法人後見業務への取組が必須
- 相談する住民意識



一般社団法人設立～社協地域福祉係増員まで**4パターンを検討**

#### ◎主な検討内容3

##### 【委託費の算定について】

- 上述（再掲）
  - ・長野県が広域連合で行っている各種事業の負担割合を踏襲（平均割16%、人口割84%）。

#### ◎主な検討内容4

##### 【センターの設置場所、運営について】

- 住民が相談しやすい形態
  - サテライト窓口の設置などの検討
- ↓
- ・平成23年度から、**8市町村で協働設置**
  - ・伊那市社協に業務を委託する（圏域の中心にある、会議の事務局を務めた経験）

## 3. センター設置後のメリット等

### ①センター設置のメリット

- 自治体職員の負担軽減
- 一次相談窓口、二次相談窓口どちらにも専門職の配置が可能になった。
  - 一時相談窓口職員の権利擁護に関する知識、スキルも向上した。
- 税金水道等の滞納の解消。分納相談も可能になった。
- 日常生活自立支援事業との連携（利用者にとっての適切な支援、早期発見、迅速な制度間の移行）
- 適切な事例対応（迅速な虐待対応、市町村長申立て等）が可能になった。

### ②広域設置のメリット

- 各自治体からは少額の負担金で、福祉専門職が活用できる。
- 法曹専門家による行政とは異なる視点や根拠にもとづく客観的な判断が可能になった。

### ③広域設置のデメリット

- センターから訪問先（利用者宅、各市町村窓口や市町村社協）への訪問距離が遠い。）

※「2. センター設立までの経緯」及び「3. センター設置後のメリット等」の記載内容は、「成年後見制度利用促進フォーラム」矢澤秀樹氏資料より抜粋。

**広域・NPO 新設 尾張東部圏域の場合**  
尾張東部成年後見センター（愛知県尾張東部圏域）

**1. 尾張東部成年後見センターの概要**

**(1) 位置と構成市町村**

○愛知県尾張東部圏域 6 市町（平成 29 年 4 月 1 日現在）

市町村	人口（人）
瀬戸市	130,676
尾張旭市	82,507
豊明市	68,674
日進市	88,256
長久手市	55,680
東郷町	42,878
<b>合 計</b>	<b>468,671</b>



**(2) 体制、予算**

**①センターの位置づけ、特徴**

- 近隣で先行していた東濃成年後見センター（岐阜県）、知多地域成年後見センター（愛知県）をモデルとして、広域・NPO 新設型で設置。1 か所で圏域全体をカバーしている。社会福祉協議会は、原則 1 市町の区域で事業を行っている。どこかの市町に負担をかけるのではなく、新規に NPO を設立し 6 市町が対等の形で参画していくことを選択した。
- 丁寧な本人主体の支援と地域による支援を進めるため、法人受任は個人受任では困難なケースに限定し、できるだけ親族・専門職・市民後見人を中心としたチーム支援の構築を目指している。
- 行政の参加を重視した運営体制を構築している。

**②職員体制**

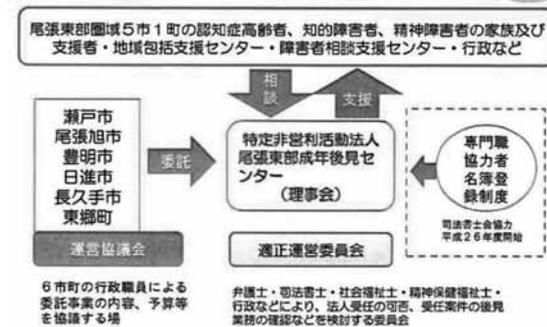
- 成年後見センター 9 名
  - ・センター長 1 名（専門相談員兼務）
  - ・専門相談員 5 名（すべて社会福祉士）
  - ・事務員 3 名（支援員兼務）

相談・法人後見・市民後見・実績		
相談実績	2932 件	平成 28 年度
法人後見	45 件	平成 29 年 10 月現在
	（累計 69 件）	
市民後見	9 件	平成 29 年 10 月現在

**③組織運営体制**

- 運営協議会（年 3 回）
  - ・事務局 幹事市行政（幹事市は 6 市町の持ち回り）
  - ・参加者 6 市町担当課長・センター長
  - ・内容 予算、委託内容の検討、適正運営委員会での検討結果の承認等
- 運営適正委員会⇒適正運営委員会（年 6 回）
  - ・事務局 センター
  - ・参加者 6 市町担当課長、保健所課長、学識経験者、専門職能団体（4 団体）、地域包括支援センター職員
  - ・内容 ケース検討、受任調整、市民後見分科会、課題に対応した仕組みの検討

**センターの運営組織体制**



**④事業概要**

- ア. 成年後見・権利擁護相談（巡回相談を含む）
- イ. 申立て書類作成支援（首長申立て、親族・本人申立て）
- ウ. 成年後見人等候補者調整
- エ. 法律専門職との連携（専門職協力者名簿登録制度、専門職名簿登録者連絡会議、研修会）
- オ. 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- カ. 法人後見の受任
- キ. 市民後見人の育成
- ク. 後見監督人の受任
- ケ. 各市町自立支援協議会等会議への参加 等

※「1. 尾張東部成年後見センターの概要」の記載内容は、ヒアリング調査時の回答シート及び「ヒアリング調査資料（平成 29 年 10 月 12 日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

## ⑤事業予算

### ○委託費の算定

- ・負担割合（均等割1割、人口割9割）。
- ・平均割、人口割の他に、案として利用割案が挙げたが、実施されていない。

### H28年度実績

	金額（概数）	備考
ア. 行政からの委託	32,200,000円	
イ. 後見報酬	8,320,000円	
ウ. 自主財源	1,053,558円	会費／講師謝金等
エ. その他 (キャリアアップ助成金)	700,000円	
全体	42,339,558円	

## 2. センター設立までの経緯

### ①センター設立に向けた動きの前段階

○平成21年10月、障害福祉分野の尾張東部保健福祉圏域会議において、先行する知多地域成年後見センターを念頭に、成年後見センター設置の検討が課題として取り上げられた。日進市が幹事市となり、高齢福祉分野も含めた成年後見センター研究会を21年10月に設置した。

### ②センター設立に向けた動き

まず、研究会を設置し、共同設置の合意に向けた検討を行い、ついで、調整会議を設置しセンター設置に向けた具体的課題を検討。それぞれ到達目標と期限を設定して検討した。

### センター設立までのプロセス（一部抜粋）

H21.10	尾張東部圏域成年後見センター設置研究会設置
H22.4	尾張地区成年後見センター設置調整会議設置
H22.7	基本合意書
H23.4	尾張東部成年後見センター運営事業にかかる協定書締結
H23.5	特定非営利活動法人認証申請
H23.9	特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター認証
H23.10	尾張東部成年後見センター設置
H23.12	市民向け相談業務開始
H27	市民後見人養成研修開始

### 尾張東部圏域成年後見センター設置研究会（H21.10～）での協議内容

	参加者	検討内容
第1回	H21.10 課長補佐級、係長級	○研究会での検討内容の確認。 ○H22.3に方向性の確認をすることを確認。
第2回	H21.12 課長補佐級、係長級	先進事例研究 知多地域成年後見センターの設置のキーパーソン（東海市の市民福祉部次長）を招き、勉強会 ○H19.3に検討をはじめ、H20.4に事業開始（年度をまたがない）。 ○知多地域での調整会議など途中経過の資料一式を受領する。
第3回	H22.2 課長級	知多地域成年後見センター視察 ○課長級の参加を求める。
第4回	H22.3 部長・課長級	各市町での検討結果の持ち寄り。 ○センターでの共同設置で原則合意。 →設置調整会議の設置とH23年度の設立を目標とすることを確認。

### 尾張地区成年後見センター設置調整会議（H22.4～）での協議内容

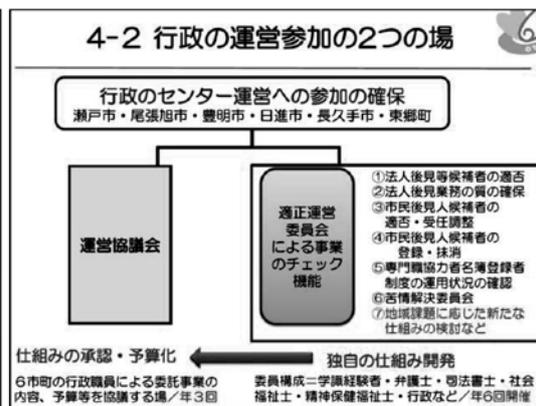
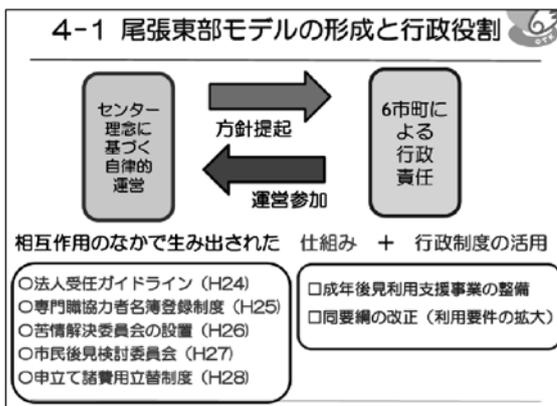
	参加者	検討内容
第7回	H22.8 課長級（高齢・障害福祉）	○確認事項と残された課題 （法人の理事構成、法人名称、職員募集、運営経費精査（予算査定対応）、協定書の案文の確定、委託契約書の確定、運営委員会の構成・運営方法、詳細スケジュール）
第8回	H22.10 課長級（同）	○各市町における内部調整（企画・財政・首長）の進捗状況 ○法人の理事について
第9回	H22.11 課長級（同）	同上（予算要求の山場）
第10回	H23.1 課長級（同）	○準備の進捗状況確認
	H23.4	「尾張東部成年後見センター運営にかかる協定書」の締結

※「2. センター設立までの経緯」及び「3. センター設置後のメリット等」の記載内容は、「ヒアリング調査資料（平成29年10月12日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

### ③行政役割の明確化

広域行政の参加の工夫（委託＝法人任せにしない工夫）として、以下のような6市町の行政担当者の参加協力（各市町毎担当者）による事業の必要性の認識、理解・権利擁護意識の向上等の取組を実践しています。

- 1) 適正運営委員会・運営協議会＝課長級 会議（年9回）
  - ・地域課題への対応＝新たな仕組みの開発
  - ・ケース検討会への参加
  - ・6市町の実績数の比較（相談件数等）による意識の向上
- 2) 市民後見推進事業＝課長級会議
  - ・説明会、研修会には部長又は課長挨拶
  - ・行政による会場確保、会場準備
  - ・選考委員会への課長参加（選考委員）
  - ・愛知県市民後見推進事業受託時の協力（6市町）
- 3) 啓発セミナー市長又は部長挨拶（年1回）



（2018年3月7日「成年後見制度利用促進フォーラム」第3部 尾張東部報告資料より）

## 3. センター設置後のメリット等

### ①広域設置のメリット

- 予算：
  - ・47万人都市相当の費用をかけられる。市町は少ない負担で専門機関の設置ができる。
  - ・センターを設置し、困難ケースに対応等を実施するためには、最低でも常勤専任2名＋非常勤1名は必要（事業費として2千万円は必要）。
- 事業の効率実施：
  - 講演会等の普及啓発事業や市民後見人養成事業等を一定の事業規模（募集定員）で効率的に実施できる。
- 情報の共有、協議によるレベルアップ
  - ・運営協議会、適正運営委員会への参加等により権利擁護に係る検討を重ねることで、行政を含めた関係者の知識、意識のレベルアップが進んでいる。
  - ・行政職員の人事異動があっても、6市町全体としては、方針、知識、ノウハウなど継続できる。

## ②中核機関と地域連携ネットワークの関係機関の機能分担

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を成年後見人等とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という二つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています（国基本計画 P10 - 11）。本手引きでは、第Ⅱ章で示したように、これら「チーム」「中核機関」「協議会」の関係について、以下の通り整理しました。（P.13 参照）

中核機関と地域連携ネットワークの役割分担について、国基本計画では、「中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである」と記載されており、例えば、地域の相談支援機関、法人後見実施機関と中核機関との間で、支援の内容や地域におけるこれまでの取組実績等に応じて、役割分担をしていくことも有効と思われます。また、将来に向けた地域の権利擁護・成年後見に関わる人材育成と言う観点からも、地域の相談支援機関等が一定程度の役割を担っていけるよう中核機関がコーディネートしていくことも、戦略的な方策と言えます。

ただし、一定の機能を地域連携ネットワークと分担する場合も、中核機関として実務は担わないものの、進行管理や調整、コーディネート等を必ず担うことが求められます。

### 【国基本計画での記載（P11, 18, 19）】

#### ◆地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

#### ◆位置づけ、中核機関との役割

- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- （中略）意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点からは、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。
- 監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

## ポイント解説① 中核機関の「進行管理機能」としての「チーム」、「3つの検討・専門的判断」、「協議会」の運用について

◆「**チーム**」とは：「本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み」を指します。具体的には、本人に身近な親族、友人、福祉・医療関係者、近隣住民、通いの商店主・金融機関、民生委員等のフォーマル・インフォーマルの個人や機関で、一人一人によって異なります。基本的には、日常生活圏域（場合によっては自治体圏域）で完結する場合があります。

\*基本計画では、上記チームに加わる関係者として、以下を記載

ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

◆「**3つの検討・専門的判断**」\*とは：

中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

- ◎権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ◎本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ◎モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

であり、これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保します。ここでは、特に以下の2つの点について、留意が必要です。

①「**3つの検討・専門的判断**」については、必ずしも新たに協議体をつくるということではなく、既に地域で稼働している様々な検討の機会（場）を活用していくことを含みます。

地域には既に、地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会等の様々な協議の場があります。計画の主旨に則ると、最終的には高齢・障害を統合した検討の場があることが望ましいと思えますが、即効性や機動力と言う点では、まずは今地域にある、高齢・障害それぞれに稼働している機能を活かして検討の機会とすることも有効です。つまり、当面、高齢は高齢の分野の検討の場を活かし、障害は障害分野の既存の検討の機会を活かすという方法です。

重要なことは、これら検討の機会に、福祉・法律の専門職が関わり、必要に応じて家庭裁判所とも密接な連携が取れていること、中核機関は、それらの個々の検討が適切に行われるよう関わる人材や機関の調整・進行管理をしていくことです。

②様々な検討の機会（場）の持ち方としては、必ずしも中核機関が会議を招集し皆が一堂に会して協議を行うということではなく、例えば、地域の相談支援機関等で実施されている地域ケア会議等に中核機関の職員が参加していく、という方法も十分に想定されます。

先述の通り、ここでの中核機関の役割は、調整や進行管理ということなので、地域にとって最も効果的、効率的な方法で、検討の機会が設定され、中核機関が関わっていくことが重要となります。

- ◆「協議会」とは：協議会は、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

ここでは、特に以下の2つのことに留意が必要です。

①「3つの検討・専門的判断」、協議会」とともに、市町村単位あるいは広域で、1つの設置とは限りません

前項「3つの検討・専門的判断」については、推進の1つの方法として、高齢・障害それぞれの既存の協議会等を活かしながら検討の場を設定していくことをあげましたが、「協議会」についても同様です。中核機関の設置エリア（1つの自治体から広域まで）に、高齢・障害それぞれの関係機関のネットワーク等を活かしながら検討の場を設定していくことも考えられます。

1つの協議会としていく場合の設置方法としては、例えば、介護保険の地域ケア会議を母体に、障害、生活困窮、権利擁護・虐待対応等の相談機関を加えていく、あるいは逆に、障害者総合支援法に基づく協議会等を母体に、高齢をはじめとする他分野の相談支援機関を加えていく、等の方法も考えられます。

②構成メンバーは、自治体の判断に委ねられますが、ポイントは以下の通りです。

- ・適切な権限行使と言う観点から、設置責任者である自治体の一定以上の役職者が参加していることが望ましい
- ・家庭裁判所及び法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）が関与していること\*
- ・その他、地域において成年後見制度の利用者をはじめとした権利擁護を必要とする者と接点のある介護、医療、金融関係者等と適切な連携が図れるよう、これらの関係者等の意見も取り入れることのできる仕組みとなっていること\*
- ・中核機関は、「協議会」事務局として、協議会の設置・運営の主体となること

\*印は成年後見制度利用促進法 第2条、第8条に基づく

## ポイント解説②

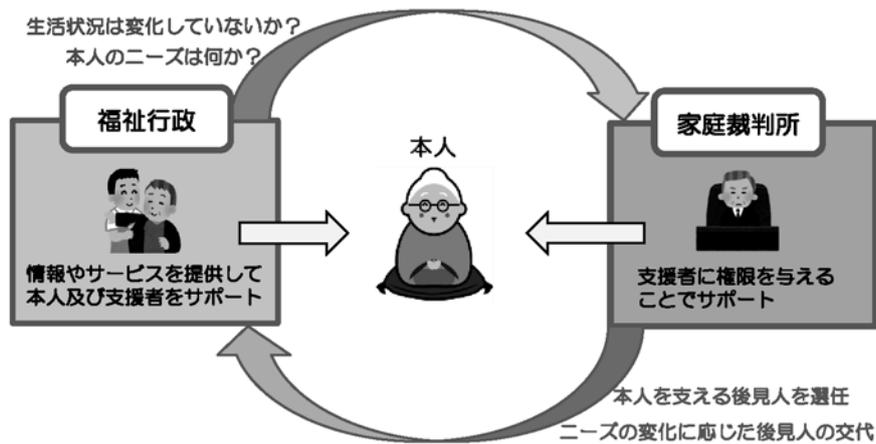
### 家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの意義、効果

利用者にとってよりメリットを感じられる成年後見制度運用を進めて行くためには、地域連携ネットワークの一員として参画している家庭裁判所といかに連携を図れるかがポイントの一つとなります。なぜ、家庭裁判所との連携が、利用者にとってよりメリットを感じられることにつながるのか、簡単に解説したいと思います。

成年後見制度の効果的な運用に際して、権利擁護や成年後見制度を管轄する福祉行政と、家庭裁判所とはそれぞれ異なる役割を有しており、それぞれの役割が合わさって初めて、利用者の満足度の高い、有効な制度運用が可能となるというものです。

下図に示す通り、福祉行政は、本人のニーズや生活状況等を把握しながら、最も効果的に情報やサービスを提供して本人及び支援者をサポートしていきます。片や家庭裁判所は、支援者に（支援の）権限を与えることで、本人及び支援者をサポートしていく役割と言えます。

#### (3) 連携の必要性～現状を変えていくためには～



本人を中心に福祉と司法が連携することで、踏み込んだ権利擁護支援が可能に

最高裁判所事務総局家庭局提供資料

しかしながら、多くの市町村にとって、家庭裁判所との個別の調整等は従前経験のないことも想定され、都道府県によるエリア別の情報交換会等の実施が望まれるところです。同時に、市町村からも都道府県に対して、家庭裁判所との合同の説明会の場の設定や広域のエリア案等について提案を求めていくことが期待されます。

### 参考 法に規定された利用の各段階と家庭裁判所の権限

#### 利用促進段階（受任者調整）

- ・ 成年後見人の選任（民法 843 条）に関する事 ※後見開始の審判をするとき
- ・ 後見監督人の選任（民法 849 条）に関する事
- ・ 成年後見人または後見監督人が数人ある場合の権限行使方法についての定め及びその取り消し（民法 859 条の 2・852 条）に関する事

#### 成年後見人等々への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）

- ・ 成年後見人の選任（民法 843 条）に関する事  
※成年後見人が欠けたとき／更に選任する必要があるとき
- ・ 後見人及び後見監督人の解任（民法 846 条・852 条）に関する事
- ・ 後見の事務の監督（民法 863 条）に関する事
- ・ 後見人及び後見監督人の報酬の決定（民法 862 条・852 条）に関する事

## (2) 中核機関等の設置に向けた協議プロセスの例示

ここでは、各自治体が、具体的にどのような手順や考え方で中核機関設置をすすめたらよいかについて考えます。

中核機関等の設置に向けては、既に中核機関の候補がありその運営協議会等が設置されている、あるいは高齢・障害等のネットワークがある場合、それらの既存の協議の場を拡充しながら活用していくことが考えられます。

まずは、現状の資源や課題の状況確認を含め、行政内部でまずは担当部署間等で協議の場を設けて検討し合意形成を図るとともに、外部の有識者や専門職団体等にも声をかけ一緒に検討し、市町村として正式な手続きを進めて行くこととなります。

現状で自治体内に中核機関となる候補がない場合、既存のセンターの強化が必要な場合などは、準備のための「中核機関設立準備会」（仮称）を設置し、検討していくことも効果的といえます。

「中核機関設立準備会」（仮称）については、国基本計画「(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ⑤中核機関の設置・運営形態 エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力」において、「協議会等の設立準備会」として記載されています。計画の記載をみると、設立準備会の構成メンバーは、以下の要素を満たしていることが望ましいと思われれます。

- 市町村（主たる所管、関係課等） ⇨必須。ただしどこまでの関係課を含むかは各市町村の判断による
- 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）  
⇨国基本計画において、協議会等の設立準備会への参画や中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待されている
- のちに協議会等の構成メンバーとなることが想定される機関等で、市町村として優先度が高いと判断する機関等

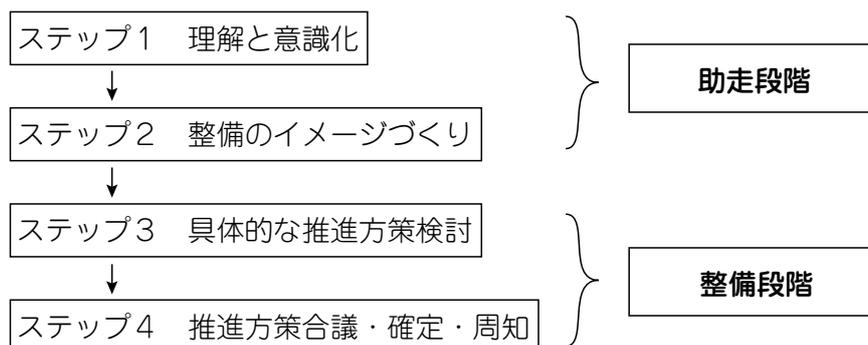
### 【国基本計画での記載（P.17）】

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

一方、国基本計画では、自治体の取組事項として、中核機関や協議会と共に、市町村計画も挙げられていました。

ここでは、中核機関の設置を念頭に置いた記載となっておりますが、自治体の中で取組みを着実に推進しようとした場合、中核機関の設置準備と同時に市町村計画の策定にも着手し、予算の確保を含め、計画的に着実に推進していく方法も想定されます。

本手引きでは、「自治体の体制整備プロセス」として、以下の4段階を想定しました。前半2つを「助走段階」、後半2つを「整備段階」と位置づけていますので、既に「助走段階」は終了していると思われる場合は、「整備段階」から検討を開始してください。



(詳細は、P.59、「想定される自治体における体制整備プロセス 例」以降をご参照ください。)

また、中核機関設置に向けた家庭裁判所との連携について自治体の中核機関等設置プロセス例として「参考事例のご紹介 愛知県豊田市における中核機関設置のプロセス」と「ポイント解説 中核機関設置に向けた各段階における家庭裁判所との連携について」を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

# 想定される自治体における体制整備プロセス 例

助走段階（自治体内での業務としての位置づけ・所管確定まで）

## ステップ1 理解と意識化

- ① 根拠法令、国の指針などを見る、知る
- ② 根拠法令、国の指針などの内容を理解する
- ③ 国・県の整備スケジュール感を把握する

具体例

- \* 成年後見制度利用促進法、国基本計画を読む
- \* 本手引き、都道府県が開催するセミナー参加
- \* いつまでに中核機関、協議会、市町村計画をつくる必要があるかの確認
- \* 都道府県の意向の把握
- \* どの所属で所管するのかについての検討準備
- ⇒自治体の中での業務としての位置づけを図る

中核機関の候補がある等、一定の整備が進んでいる自治体は **ステップ3** からスタート！

## ステップ2 整備のイメージづくり

- ④ 中核機関、協議会、市町村計画の優良事例を知り、標準モデルを想定する

\* ④～⑥は同時並行的な展開もありうる

- \* 先進地視察、同規模・近隣自治体への照会  
相談件数、効果、苦労点など  
運用面の人・モノ・カネの確認
- \* 都道府県への方針等確認
- \* 標準モデルの想定（イメージづくり）
  - \* 中核機関…最低限やること、職員数、予算規模、契約方式（委託、補助金）、国庫補助の有無など
  - \* 協議会…取り扱う内容（本手引きでフォロー）、構成メンバー、設置形態（条例に基づく審議会設置、自治法に基づく附属機関としての設置、内部要綱による設置）、国庫補助の有無等
  - \* 市町村計画…記載事項、単独策定か地域福祉計画等の一部か、コンサル費用、基礎調査の仕方、国庫補助の有無など

- ⑤ 自治体のニーズや社会資源の現状を把握する

- \* 利用者数、対象者数の把握・推計（⇒P.66～70 参考事例参照）
- \* 供給体制の確認（法人後見実施機関、専門職、市民後見人）
- \* 連携先の数や動き（地域包括、障害相談、生活困窮、社協、基幹病院等）
- \* 各主体の成年後見への捉え方 等

- ⑥ 自分の自治体の整備の現状を把握する

- \* 中核機関
- \* 協議会
- ⇒ **ステップ3**
  - ・ 中核機関設置検討のフロー 例参照
  - ・ 協議会設置検討のフロー 例参照

整備段階（庁内連携、庁外連携による合議）

**ステップ3**

具体的な推進方策検討

⑦自治体としての方針の検討（担当部署）

⑧自治体としての方針の検討（内部の合意形成）（対議会対応等含む）

それぞれフローに即して検討（次頁）

- \* 中核機関  
⇒中核機関設置検討のフロー例 参照 (P.61)
- \* 協議会  
⇒協議会設置検討のフロー 例 参照 (P.62)
- \* 市町村計画  
⇒市町村計画策定にかかるフロー例 参照 (P.94)

**ステップ4**

推進方策合議・確定・周知

⑨外部を交えた詳細検討・合議・確定（プレ協議会）

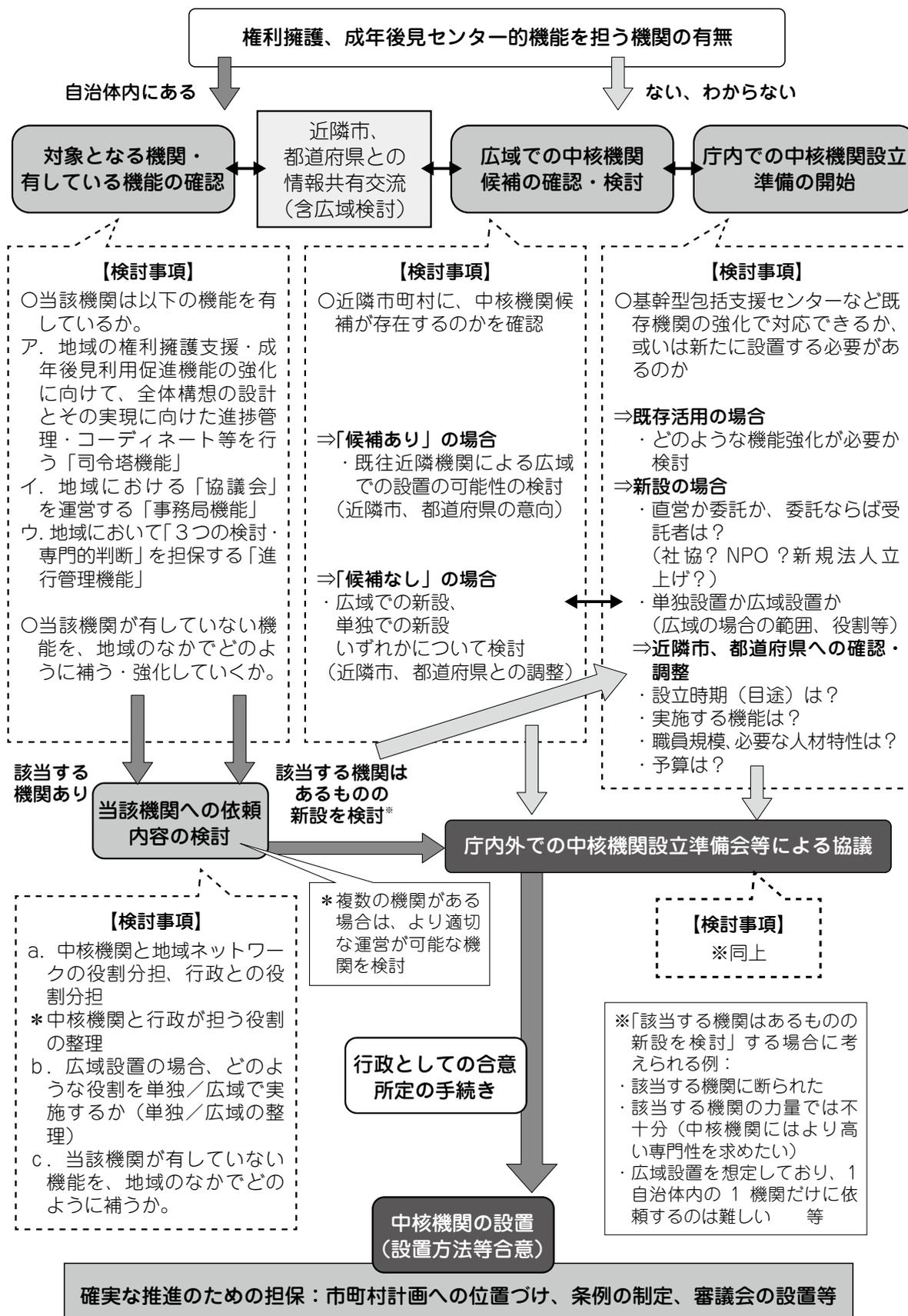
⑩家庭裁判所等主要関係機関との調整

⑪予算確保、次年度事業計画等への反映

⑫周知

- \* 既存の後見センター運営会議・委員会
- \* 必要に応じて、中核機関設立検討準備会（政令市や中核市なら）社会福祉法に基づく地方社会福祉審議会  
⇒「協議会」へと進展
- \* 必要に応じて、関係各団体との調整
- \* 検討状況などを家裁に動きも含めて承知しておいてもらう。
- \* 県との調整、議会対応
- \*

### ステップ3 中核機関設置検討のフロー 例示







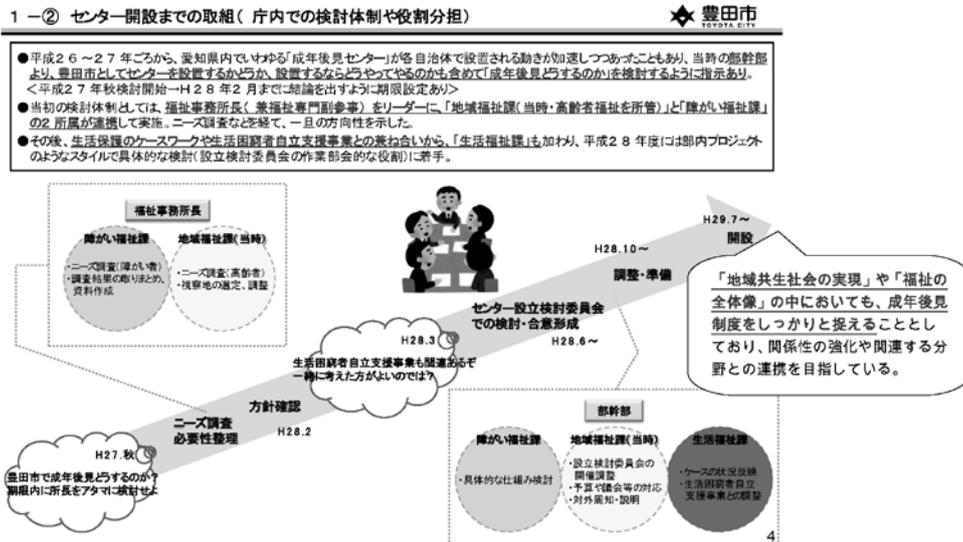
## 参考事例のご紹介

### 愛知県豊田市における中核機関等設置のプロセス

平成 29 年 7 月に「豊田市成年後見支援センター」を設置した豊田市では、約 2 年弱をかけて、市社協委託によるセンターを立ち上げています。検討の立上げから開設まで、どのタイミングで何について検討し合意を図っていったのか、下図には明確に示されています。

市担当によれば、検討にあたってのポイントは以下のとおりです。

- 設立検討は、設立の時期（一旦のゴール）を明確にした上で、それまでのどのタイミングでどういったことを決めるのかを最初からアウトラインを描く。
- また、検討作業を「共働の場」とし、また設立後のネットワークとしても機能させることを想定していく。
- 行政のたたき台として提示したものに対し、それが本当に必要か、どうしたら機能するのかなどを専門的な知見から肉付けしてもらいイメージを進める（How to の議論）。理論や現場の意見から政策形成する作業（Why や What の議論）と一緒にしてしまうと進まない



### 参考 センター設立検討委員会での検討事項

#### 【センター設立検討委員会での協議事項】

- ① 豊田市における成年後見制度に関わる現状について共有
  - ・市において検討した「センター機能（案）」についての協議
  - ・センターの運営体制（場所、人数等）についての協議（H28.6.3）
- ② 開設当初の機能における運用レベルについての協議
  - ・法律相談・専門相談、医療同意・身元引受、終活支援についての協議（H28.7.7）
- ③ センター設立に向けた人材育成についての協議
  - ・センター（案）の承認
  - ・当初機能の業務内容及び運用手法の承認（H28.8.10）
- ④ 法人後見受任ガイドラインの協議
  - ・成年後見制度利用支援事業の見直し協議
  - ・開設スケジュールの検討（H28.10.11）
- ⑤ 各種会議体（受任調整会議など）の整理
  - ・第4回の議題についての再協議
  - ・センター機能・体制・運用の最終確認と目標設定の協議
  - ・周知方法の検討（H28.12.21）

（2018年3月7日「成年後見制度利用促進フォーラム」第2部豊田市報告資料より）

## ポイント解説③ 中核機関設置に向けた各段階での家裁との連携について

中核機関の設置に向けて体制を整備していく際には、成年後見制度の運用を担っている家庭裁判所との連携が必要不可欠です。もっとも、市町村の多くは、今まで家庭裁判所と接点を持っておらず、家庭裁判所とどのように連携していいのかわからないといった声もよく聞かれるところです。

家庭裁判所との連携のタイミングや方法、話し合う事項等については、各地域の実情によって異なってくるとは思いますが、前述した中核機関設置に向けたプロセスにおけるステップごとに、家裁との連携の在り方について1つの考え方を示したいと思います。

### 【ステップ1 規範と意識化の段階】

→ 各地域の家庭裁判所の担当窓口・職員の把握

この段階では、まだ自治体内部での検討準備段階であり、家庭裁判所との具体的な連携といった課題は出てこない段階かと思われませんが、法令や関係文書等の収集や都道府県の動向の把握を行うとともに、家庭裁判所の担当窓口・職員を把握し、今後の具体的な連携に向けてスムーズな関係を構築しておくことは有益です。

家庭裁判所の担当窓口は、各家庭裁判所（本庁）の総務課に問い合わせることで把握することができます。窓口を把握した上で、担当職員と顔合わせの場を持つなどして、お互いに顔の見える関係を構築しておくことが望ましいように思われます。

### 【ステップ2 整備のイメージづくり】

→ ニーズ調査に向けた協力・連携（申立件数や利用者数等）

この段階では、自治体における課題を把握するためにニーズや社会資源の調査を行うことが考えられますが、ニーズ調査において、家庭裁判所への申立件数や制度利用者数といった統計が必要であれば、これらの統計は家庭裁判所が持っていますので、家庭裁判所に対して情報提供を依頼することが考えられます。各地の家庭裁判所はこのような統計データの提供依頼に対してはできる限り積極的に対応しているとのことですが、持ち合わせていないデータもありますし、また、提供までに期間を要することもあります。依頼する自治体としては、単に統計データを求めるだけではなく、行おうとしているニーズ調査の全体像を示しながら、その依頼している統計がどのように活用されるのかといった点も含めて家庭裁判所に説明し、理解を得ることができれば、仮に統計がなくても、別の統計等の提供を受けられたり、一般的な傾向について説明を受けたりすることができると思われる。早い段階で、市町村が自らの意図や考え方を家庭裁判所に伝えておくことは、円滑な協力関係を築いていくために有意義であり、中核機関の設置に向けて更にステップを進めていく際にも役立ちます。また、都道府県として、統一的な統計データを市町村に対して提供依頼することを家庭裁判所（本庁）に行うことも有効といえます。

### 【ステップ3・4 具体的な推進方策検討・推進方策確定・周知】

→ マッチングや後見人支援に関する具体的なイメージの共有

実際に中核機関の設置に向けて検討を始める段階になれば、中核機関に期待される機

能を具体的にどのように立ち上げ、充実させていくのかについての検討が不可欠です。特に、後見人候補者の推薦（マッチング）と後見人選任後の後見人支援については、家庭裁判所とその具体的な事務についてイメージを共有することが必要です。

まず、マッチングについては、中核機関が後見人候補者を推薦しても、家庭裁判所がその候補者を選任しない事態が続けば、候補者を推薦する意味がなくなってしまいます。そのような事態を避けるためには、家庭裁判所がどのような点を考慮して後見人を選任しているのかについて考え方を共有しておくことが大切です。家庭裁判所との間で考え方が共有できれば、例えば、親族後見人だけでは不安がある案件では、専門職の後見人または後見監督人を併せて選任できるような形で推薦するなど、色々な工夫ができるように思われます。このようなイメージの共有を図っても、個々の事案において、その本人にどのような人を後見人を選任するのかについて、家庭裁判所と考え方に違いが出てくることもあるかもしれませんが、立ち上がっていれば協議会を活用し、相互に考え方や実情を知り、経験を重ねることで、より実践的なイメージの共有・連携につながっていくのではないかと思います。

後見人支援事務については、現在、家庭裁判所に後見人からの相談が多く寄せられていることからすると、その具体的な事務のイメージを持つためには、家庭裁判所から、どのような相談が寄せられているのかといった点についての情報提供を受けて、実情を把握することが有益ではないかと思われます。多くの家庭裁判所には、後見人から、書類の書き方が分からないといったものから、「本人を在宅で介護するか施設入所の方向で手続を進めるのか迷っている」といったものや、「本人が欲しがっている商品を買ってもいいか」といった相談も寄せられているようです。各地域において、家庭裁判所に寄せられている相談内容等を把握して、どのような支援のニーズがあるのかを把握することは、中核機関の陣容を考える上でも、また、関係機関や専門職団体との連携の在り方を考える上でも、有益であろうと思われます。

中核機関が設置され、協議会が機能すれば、家庭裁判所も専門職団体等とともに関係機関の1つとして、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた各地域での課題等について、意見交換していくことになると考えられます。最終的には連携して課題に取り組んでいくことになるのですから、自治体内部だけで検討して推進体制を確立するのではなく、早い段階で家庭裁判所と顔を合わせ、率直な意見交換ができる関係性を築いて、必要な意見交換を重ねた上で体制の整備をしていくことが、中核機関を機能させるための成功のカギといえるかもしれません。

もっとも、小規模の市町村では、単独で中核機関を設置することが難しいところもあると思われ、また、家庭裁判所も全市町村との間で個別に意見交換等を行うことは物理的に難しいものと思われ、近隣の市町村や都道府県とも連携し、都道府県の助力を仰ぎつつ、近隣の市町村と共同で打合せの場を設けるなど、より効率的な方法で家庭裁判所との連携を進めていくことも検討する必要があります。



参考事例のご紹介

地域の成年後見ニーズ予測の考え方①

～上伊那圏域成年後見センター構築検討資料 2010/9/3 より

高齢分野と障害分野等関係各課で持っているデータから、  
地域の現在～近い将来のニーズは予測できる

上伊那圏域成年後見センター利用対象見込み数

1. 圏域で何らかの後見支援が必要と思われる対象人数

- A) 総人口の1% (日本成年後見法学会 新井誠氏による試算) 1,904人
  - B) 認知症高齢者全数 (西村健一郎「社会保障法」2003.12発行より) 2,380人
  - C) 療育手帳・精神障害者手帳所得者で成年後見が必要と思われる者 (2010.8.1現在) 1,274人
- 合計 1,904人(A)～3,654人(B+C)**

うち、第三者後見人が必要な割合 32.7% (平成21年県成年後見事件の概要より)

**合計 623人～1,194人**

2. 現在、または近い将来(2-3年中)成年後見が必要となる対象者数

- A) 日常生活自立支援事業対象者 (全数調査結果) 43人 (高18人 中25人)
  - B) 市町村社協独自金銭管理支援事業対象者 (全数調査結果) 11人 (高2人 中9人)
- A) B) のうち、第三者後見人が必要な割合 32.7% (平成21年県成年後見事件の概要より)
- 合計 18人(A:14人 B:4人)**

- C) 1-C) のうち、高リスク世帯 (一人暮らし、GH入居者、障害のみ世帯) 240人
- うち、第三者後見人が必要な割合 32.7% (平成21年県成年後見事件の概要より)

**合計 78人**

**合計 18人～78人**

3. 圏域における成年後見制度対象者の動向

1) 人口と高齢者の状況

町村名	・世帯数と人口は、 H21年10月1日現在		・高齢化率は、県内の高齢化の状況 H22.4.1 より ・認知症高齢者数は、地域高齢者福祉施設整備計画書より	
	世帯数	人口(人)	高齢化率(%)	認知症高齢者数(人)
A市	25,496	70,879	26.6	938
B市	12,375	34,192	26.2	380
C町	7,342	21,053	30.2	285
D町	9,090	25,833	23.5	308
E町	3,334	10,202	29.5	173
F村	5,311	14,200	19.8	122
G村	1,547	5,117	29.7	66
H村	2,983	8,974	24.4	108
総数	67,478	190,450		2,380

2) 療育手帳・精神障害者手帳所得者で成年後見が必要と思われる者 (2010.8.1 現在)

知的障害者 (各市町村把握数)

	在宅生活者 (人)					長期入院・入所者 (人)				
	A1	A2	B1	B2	総数	A1	A2	B1	B2	総計
A市	136	10	165	142	453	43	1	6	3	53
B市	13	1	32	6	52	23	0	14	3	40
C町	29	0	36	22	87	10	0	3	3	16
D町	3	0	8	6	17	8	0	4	0	12
E町	3	10	0	4	17	0	1	0	2	3
F村	23	0	21	26	70	2	1	1	0	4
G村	0	0	4	0	4	6	0	4	0	10
H村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	207	21	266	206	700	92	3	32	11	138

うち、一人暮らし、グループホーム、障害者のみ世帯 140人

精神障害者 (各市町村把握数)

	在宅生活者 (人)			長期入院・入所者 (人)		
	精神1級	精神2級	総数	精神1級	精神2級	総計
A市	124	100	224	11	2	13
B市	33	24	57	0	0	0
C町	31	27	58	0	0	0
D町	11	6	17	6	0	6
E町	4	1	5	2	0	2
F村	25	16	41	6	1	7
G村	2	3	5	0	0	0
H村	0	1	1	0	0	0
計	230	178	408	25	3	28

うち、一人暮らし、グループホーム、障害者のみ世帯 100人

3) 日常生活自立支援事業の状況 (詳細については別紙全数調査資料を参照)

- ・現在もしくは、2～3年程度で後見が必要な件数  
79件中 高：18件 中：25件 低：34件 その他：2件
- ・市町村長申立てが必要な件数 79件中 10件
- ・第三者後見人の必要な件数 79件中 35件

4) 市町村独自金銭管理事業の状況 (詳細については別紙全数調査資料を参照)

- ・現在もしくは、2～3年程度で後見が必要な件数  
59件中 高：2件 中：9件 低：47件 その他：1件
- ・市町村長申立てが必要な件数 59件中 0件
- ・第三者後見人の必要な件数 59件中 13件

市町村別内訳

	日常生活自立支援事業（件）		市町村独自事業（件）	
	全 数	うち高・中	全 数	うち高・中
A市	51	34	6	6
B市	12	0	35	0
C町	—	—	0	0
D町	—	—	9	4
E町	—	—	1	0
F村	16	9	6	1
G村	—	—	0	0
H村	—	—	2	0
計	79	43	59	11

※日常生活自立支援事業は基幹社協で行っているためA市にC町・D町・G村、B市にE市、H村含む

4. 平成 21 年度 県成年後見事件の概況（内は H20 年度の数字）

- ・申立て件数 367 件（357 件）
- ・市長申立て件数 20 件、全体の 4.9%（9 件、全体の 2.6%）
- ・成年後見人と本人との関係について  
親族以外の第三者後見人 32.7%、国 36.5%（23.3%）  
 内 訳  
 弁護士 21 件（10 件）、司法書士 62 件（42 件）、社会福祉士 24 件（17 件）  
 法人 12 件（2 件）

## 地域の成年後見ニーズ予測の考え方②

～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より

### 1. 佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの概要

#### (1) 位置

- 人口 56,852 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）
- ※高齢化率 40.5%



#### 2. センター設立までの経緯

##### ①センター設立に向けた動きの前段階

- 平成 23 年 2 月に新潟県社会福祉士会ばあとなあ新潟佐渡ブロック研修にて、第三者後見人のなり手が少ないことが指摘される。当研修に参加していた、法テラス佐渡法律事務所所属の弁護士を中心に、翌 3 月に法テラス佐渡法律事務所に、第三者後見人拡充プロジェクトチーム（PT）を発足させた。

##### 【PT 検討メンバー】

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、行政担当課（社会福祉課、高齢福祉課）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会、家庭裁判所佐渡支部（オブザーバー参加）

- PT では、行政とも連携して、島内の関係機関 86 か所に「後見ニーズ調査」を実施した。その結果、以下のようなことが明らかとなった。
  - ・島内では、高齢化率が非常に高く、親族後見に適さない事例が少なくない（若い世代の島外流出→島内に残るのは高齢の近親者のみになる）。
  - ・また、低所得層への支援の必要性。
  - ・平成 22 年には親族より専門職などの第三者後見人が選任される数が多くなっているにも関わらず、第三者後見人のなり手不足が深刻。
- PT による「後見ニーズ調査」の結果を受けて、佐渡市地域自立支援協議会精神障害部会に成年後見制度プロジェクト会議が立ち上がり、佐渡市に対し「成年後見センターの早期実施等」を求める報告書を提出。
- 平成 24 年 2 月、佐渡市社会福祉協議会では、成年後見センター設立準備検討会を発足。法人後見の実施、成年後見制度の相談及び普及啓発、新たな後見人の担い手の育成等の取組みに向け準備を行う。
- 同年 4 月、佐渡市社会福祉協議会成年後見センター（本所福祉課内）に開設。

#### 2. 「後見ニーズ調査」の実施方法

##### ①佐渡島内における成年後見制度の利用の現状把握

- 佐渡島内における過去 5 年間の成年後見申立件数と第三者後見人等が担った件数を整理。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	合計
成年後見申立件数	11	30	23	22	22	108
うち申立開始件数	11	30	21	21	19	102
うち第三者後見人等就任件数	2	12	6	7	12	39

※ 第三者後見人等：親族以外の弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職  
 ① 支援を必要とする認知症等高齢者、知的障害者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に身寄りがいない場合  
 ② 要支援者の親族間に紛争を起している場合  
 ③ 要支援者の財産を親族が勝手に使用している場合  
 などの事案で選任される。

5 年間における第三者後見人等の就任件数は 39 件。佐渡島内の第三者後見人等の数は約 20 名であることから、複数件数を受任している第三者後見人等がいることがわかる。

※ 「1. 佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの概要」の記載内容は、ヒアリング調査時の回答シートから抜粋。

②「後見ニーズ調査」実施にあたっての考え方の整理

○地域内の成年後見制度利用のニーズを「要支援者」という類型でとらえつつ、追加質問で首長申立必要数、第三者後見人必要数を絞り込み、かつ、地域内の第三者後見人の担い手となりうる専門職に対し、登録者数、受任可能件数等を調査（下図参照）。  
→行政や市民に対し、制度利用の検討が必要な人のボリュームと低調な首長申立状況を提示し、他方で受け皿が枯渇しつつあることをアピール。危機感を持つきっかけとした。

◎【要支援者】

※本調査における「要支援者」とは、介護保険におけるそれとは異なり、「判断能力が不十分」かつ「一定類型に該当することにより、現に生活に支障が生じているもの」を指す。「要支援者」に対しては、成年後見制度を含めた何らかの後見的支援が現に必要とされている。

※「一定類型に該当する生活の支障」の内容

- ・過去に消費者被害にあったことがある
- ・日常的な金銭管理が困難
- ・医療・サービス利用が進まない
- ・経済的虐待の被害者
- ・身体・精神・性的虐待・ネグレクトの被害者
- ・本人がサービスの利用を拒否
- ・管理財産が多額
- ・税金滞納・借金の処理が困難
- ・収入に見合った支出が困難
- ・その他の困難な事情がある

<追加質問例>

- ア)【要支援者】の平均収入・・・所得差による後見ニーズの差がみえやすい。  
イ)【要支援者】に対する協力が可能な親族の有無・・・協力できる親族がない場合には、首長申立ニーズ、かつ、第三者後見人の担い手ニーズとして計上。

③関係機関にアンケート調査の実施

○調査対象：佐渡市内の行政、包括その他事業所、施設、医療機関等・・・ニーズ調査  
弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職・・・担い手調査  
→ニーズ調査と担い手調査を同時に実施することにより、地域課題（佐渡市内における後見利用ニーズに対する受け皿不足）が顕在化し、解決に向けた提案（法人後見（センター）の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の養成等）につなげた。

④関係機関や市民と地域における成年後見に関する情報を共有

○調査結果やPT活動を広報（島内シンポジウムの実施、マスメディアに協力依頼等）。  
→調査手法やセンター設立のプロセス、その考え方が、市内だけではなく、他自治体（新潟県、静岡県、青森県など）にも波及。新潟県社協HP  
<http://www.fukushinigiata.or.jp/reports/#seinen> 参照。



※2. の記載内容は、フォーカスグループインタビュー調査当日配布資料「成年後見制度利用促進計画にかかる佐渡・新潟モデルと八戸での取組み」（日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員 法テラス八戸法律事務所 水島俊彦弁護士）を同氏が一部修正したものを引用。

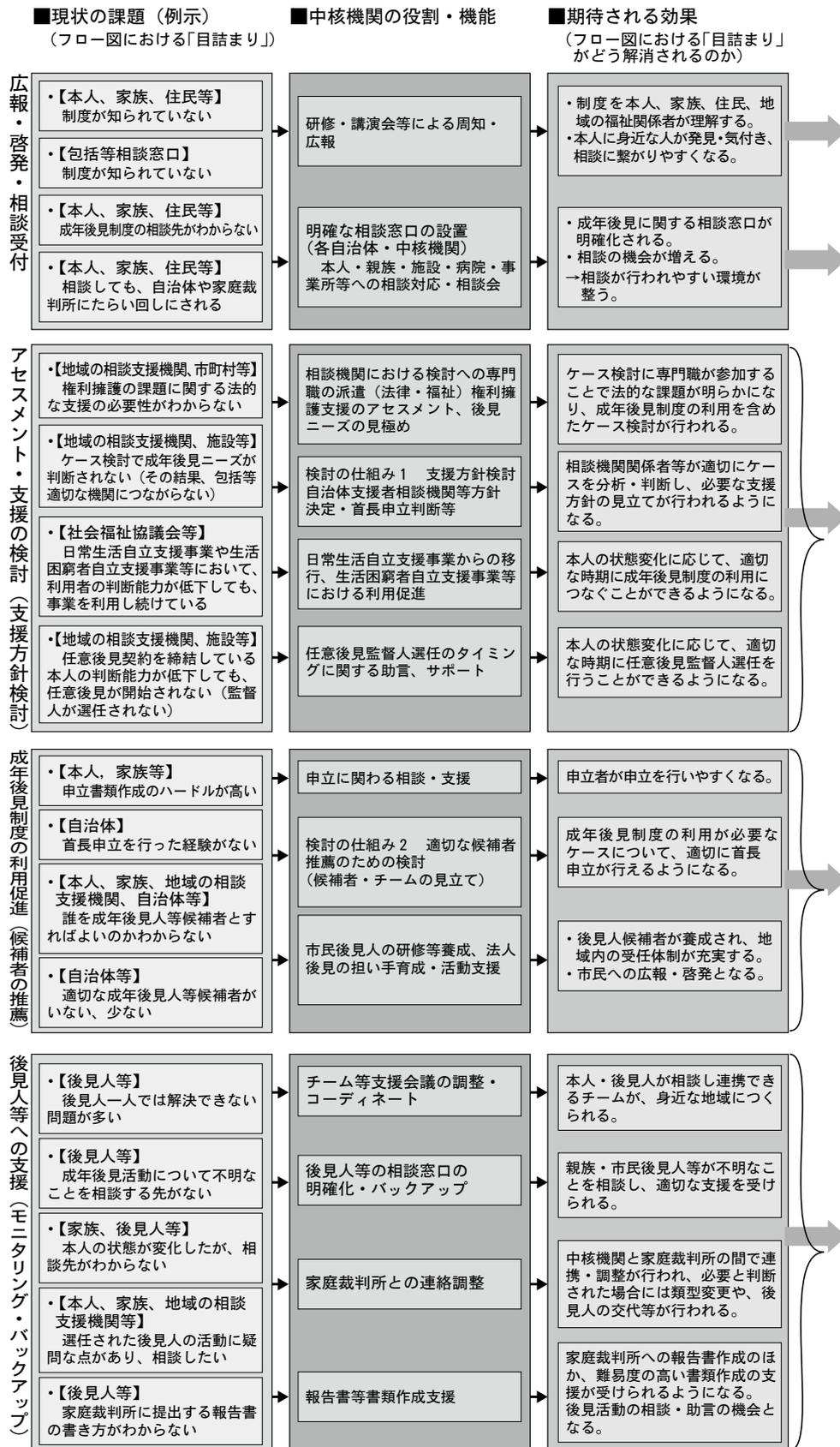
## **② 地方連携ネットワークの支援機能の整備**

第Ⅱ章では、中核機関の果たす役割・機能と期待される効果について示しました。ここで記載した内容は、いわば「あるべき姿」と言えます。中核機関設置後、現状の機能から「望ましい姿」に近づけていくためには、中核機関等の地域連携ネットワークの支援基盤を強化していく必要があります。特に本章冒頭で、「今はまずは中核機関を設置することが重要で、その内容は自治体が中核機関とみなしたもの」と位置づけたこともあり、設置後も、自治体や関係者には、中核機関等の地域連携ネットワークの機能強化に向けた積極的継続的な取組みが求められることとなります。

以下、地域連携ネットワークとして整備していくべき機能ごとに、具体的な取組例について例示します。

ここで示した取組例は、現状で先行的と思われる各地の取組にヒントを得たもので、あくまで例示です。今後各地で経験を積む中で、各地域の実情に合わせてアレンジしていただくとともに、新たな効果的な内容が展開されていくものと思われます。

## 中核機関の「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」取組み例



※中核機関の役割・機能は、一斉に整備するのではなく、地域内で最も優先順位の高い課題に対応する役割・機能から整備ははじめ、徐々に役割・機能を拡大していく手法が有効と思われます。

## ■中核機関や地域連携ネットワークでの取組み例

\* 中核機関が調整・進行管理を行います。実務については、中核機関と地域の相談支援機関等で役割を分担することが考えられます。

\* 取組みに関する参考事例がある場合は、該当ページを記載しています。

- ・高齢、障害特性に応じた、権利擁護や成年後見制度に関する周知・広報の徹底 (P.79)
- ・早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発 (家族・市民・民生委員・福祉関係者・自治会・事業所等対象層別の研修・広報等) (P.90)
- ・自治体職員、管理職等への周知・理解の促進 (福祉以外、異動を前提とした共有・理解) (P.75, 78, 90)
- ・地域住民に対する相談窓口を周知徹底 (相談窓口全戸配布など) (P.75)

- 窓口の開設時間、相談方法 (訪問、電話、メール等) 等、相談しやすい環境整備
  - ・地域の公共施設、ショッピングセンター等小地域・人が集まりやすいところでの定期・不定期な出張相談会の開催・個別訪問 (P.75)
- すべての相談窓口で、権利擁護の相談か否かに関わらず、地域からの相談をいったん受け止めることができる (たらいまわしにしない) (P.78, 79)
- 相談窓口の誰もが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り等幅広い権利擁護支援の説明が可能となるよう研鑽をつむ (P.78)

- 地域に寄せられた相談について、制度横断的に権利擁護の支援の必要性や方針について検討する機会を設ける
- 権利擁護支援の必要性・支援方針の検討に際して、常時・或いは必要に応じて、専門職の派遣 (法律・福祉) が行われる
- 権利擁護支援の必要性の有無、支援の内容等を判断するための指標等を作成し共有する (P.83)
  - ・首長申立の必要性についての判断根拠 (検討項目) を持っている
  - ・首長申立のための予算措置が実績や見込みに応じて確保されている
- 権利擁護支援の必要性の判断に際して、本人の意思決定を支援する仕組みを活かしている
- 低所得の方の利用促進のための成年後見制度利用支援事業がニーズに応じて機能している (高齢：地域支援事業 障害：地域生活支援事業)
- 当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングが実施されている
  - ・日常生活自立支援事業から法定後見 (補助・保佐・後見) の早期の移行のタイミングを見逃さないしくみ
  - ・相談を受けた任意後見制度利用者について、任意後見監督人選任の適切なタイミングを見逃さないしくみ

- 特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する (地域の相談機関または中核機関) (P.83)
- 適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける
  - ・首長申立の場合についても、検討の場が共有されている
- 本人と後見人等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について検討の機会を設ける
- これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある
- 検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる (家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与) (P.83)
- 親族後見人育成・支援のための機会が設けられている
- 市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる (知識・理解から行動する人材の育成、連携可能な人材の育成) (P.91)

- 本人・後見人等を支援する身近な「支援チーム」等を結成し、必要に応じて「チーム会議」等が行われるよう支援・調整する
- 親族後見人や市民後見人等が、常時相談ができ、適切な支援が受けられるような機会 (相談窓口、研修会、集い等) を設ける (後見人等支援による不正防止効果) (P.86)
- 本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかを検討する仕組みがある (P.86)
- 親族・市民後見人等の報告書類等の作成の相談に乗り、具体的な支援を行う機会を設ける (P.86)

## (1) 広報・啓発

地域連携ネットワークが果たすべき役割の第一である広報・啓発について、国基本計画では以下のように記載しています。

### 【国基本計画での記載 (P.12)】

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

まずは権利擁護に関する（日常の困り事に関する）相談窓口が身近な地域に設置され、かつ本人・関係者に知られていることが必要となります。

その際、早期の段階から、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるような、窓口等の体制整備が必要です。

また、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）は、往々にして自らは相談やSOSをあげられないことが多いことから、地域において、関係者によるアウトリーチ等の方法を含めた早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけることができなければなりません。そのためには、地域の住民等で支援に関わる関係者、専門職、或いは日常生活の中で接する金融機関の職員や商店等が、権利擁護の必要性に関するアンテナや成年後見制度の効用等について十分理解を深めておく必要があります。

そのためにも、地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者が、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて認識を共有することが求められます。

### 【取組例】

- ・高齢、障害特性に応じた、権利擁護や成年後見制度に関する周知・広報の徹底
- ・早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発（家族・市民・民生委員・福祉関係者・自治会・事業所等対象層別の研修・広報等）
- ・自治体職員、管理職等への周知・理解の促進（福祉以外、異動を前提とした共有・理解）
- ・地域住民に対する相談窓口を周知徹底（パンフレット等の全戸配布など）



## 参考事例のご紹介

### 後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践

品川成年後見センターは、成年後見制度の情報提供と相談、区長申立と一体化した後見実施機関としての役割を果たしている。同センターでは、その目的の一つとして「後見実施機関と地域後見体制の仕組みづくり」を掲げているが、その背景には以下があげられる。

- ・地域社会では、支え合いの理念に基づく「地域後見」実現が求められていること。
- ・社会的に孤立する人の増加⇔福祉は地域住民の全体の問題となっていること。
- ・地域が変わらなければならない。(排除しない地域、無関心でない地域等であること等の強い理念がある。)

そうした地域後見体制づくりへの関与の取組みの一例として、

○広報・普及体制として、広報紙の継続掲載や説明会の実施により、区民、関係機関等に対して成年後見制度や関係制度の広報・周知を図る。

○地域のネットワークを活かしたサービス提供：品川成年後見センターのサービスを提供するにあたっては、品川区、地域（在宅介護支援センター、民生委員、特別養護老人ホーム等）、関係団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、ライフサポート東京、しんきん成年後見サポート等）と連携した支援の実践等があげられる。

地域の身近な人が、いち早く後見ニーズに気づくための権利擁護・成年後見に関する出前出張講座も、そうした一連の流れのなかの実践と言える。

(成年後見制度利用促進委員会第1回利用促進WG(2016年10月12日)における品川成年後見センター 故齋藤修一所長資料「地域における利用の促進に係る方策等」並びに品川区社会福祉協議会ホームページ より抜粋・引用)

### 出張相談によるニーズ把握のための工夫

北信圏域権利擁護センターや尾張東部成年後見センターは、いずれも複数自治体（いずれも6自治体）による圏域を1センターでカバーしているため、担当エリアが広い。そのため、定期的に保健センターや公共図書館、ショッピングセンターなどで出張相談を開催している。そこでは地域住民の他に、地域の相談受理機関の職員なども相談に寄るといい、相談者の身近に足を運んで、ニーズをキャッチする仕組みが定着しているといえる。

(北信圏域権利擁護センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

### 多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす

尾張東部成年後見センターは、成年後見制度に関わる人材を育成することで、制度利用が必要な人に適切に制度に繋げることができるよう、多様な層に対して研修を行っている。研修の多くは、各市町を巡回して行い、地域的な偏りがないようにしている。

- ・行政職員、福祉関係者のための成年後見研修会
- ・住民向け、研修会
- ・民生委員向け研修会
- ・専門職向け研修会
- ・住民のための成年後見支援者養成講座（2日間連続講座、毎年1回巡回）
- ・法律職と福祉職の合同勉強会
- ・市民後見人養成研修

特に「住民のための成年後見支援者養成講座」は、住民を対象とし、資料代（3,000円）を徴収するが、家族だけでなく、日ごろ、仕事の上で関わりのある金融機関、不動産関係者、葬儀会社に勤める人など幅広く受講しており、成年後見制度、センターに対する普及啓発の機会となっている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

## (2) 相談受付・アセスメント（支援の検討）

中核機関が果たすべき相談・アセスメントの役割について、国基本計画では以下のように記載しています。

### 【国基本計画での記載（P.12-13）】

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
  - ・市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
  - ・その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携し支援する必要がある。
- ※各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ここでは、

- ・ **早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】**
- ・ **成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】**

が重要となりますが、そのポイントは次のとおりです。

- 相談を受け付けた機関・部署内で、ニーズを必要とする本人とその相談内容について、権利擁護支援の必要性や支援内容について検討を行う。
- 権利擁護支援の必要性ありと判断した場合、権利擁護支援機関に相談をつなぎ、判断を仰いだり、具体的な支援内容（成年後見制度活用が効果的か、他の権利擁護施策を検討するか等）を協議する場が設けられている。

他方、相談の第一段階で、権利擁護支援の必要性に迷った場合や必要なし、と判断した場合でも、

- 権利擁護支援の必要性の判断に迷う場合も、適切に権利擁護支援機関につなぐ。
  - 権利擁護支援の必要なしと判断したケースについて、他の必要な支援策につなぐ、さらに、継続的なモニタリングを行う。
  - モニタリングにより状態変化がみられた場合、再度権利擁護支援の必要性やその内容についての検討の場を設ける。
- などの取組が重要となります。

### 【取組例】相談受付

- 窓口の開設時間、相談方法（訪問電話メール等）等、相談しやすい環境整備
  - ・地域の公共施設、ショッピングセンター等小地域、人が集まりやすいところでの出張相談会の開催・個別訪問
- すべての相談窓口で、権利擁護の相談か否に関わらず、地域からの相談をいったん受け止めることができる（たらいまわしにない）
- 相談窓口の誰もが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り等幅広い権利擁護支援の説明が可能となるよう研鑽をつむ

### 【取組例】アセスメント（支援の検討）

- 地域に寄せられた相談について、制度横断的に権利擁護の支援の必要性や方針について検討する機会を設ける
- 権利擁護支援の必要性・支援方針の検討に際して、常時・或いは必要に応じて専門職の派遣（法律・福祉）が行われる
- 権利擁護支援の必要性の有無、内容等を判断するための指標等を作成し共有する
  - ・首長申立の必要性についての判断根拠（検討項目）を持っている
  - ・首長申立のための予算措置が、実績や見込みに応じて確保されている
- 権利擁護支援の必要性の判断に際して、本人の意思決定を支援するしくみを活かしている
- 低所得の方の利用促進のための成年後見制度支援事業がニーズに応じて機能している（高齢：地域支援事業 障害：地域生活支援事業）
- 当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングが実施されている
  - ・日常生活自立支援事業から法定後見（補助・保佐）への早期の移行のタイミングを逃さないしくみ
  - ・相談を受けた任意後見制度利用者について、監督人選任の適切なタイミングを見逃さないしくみ



### 参考事例のご紹介

#### 地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて 権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ

立川市では、市内 18 万人の人口に対し、6 つの生活圏域を設定。この地区割は地区民生委員協議会の地区割と同一で、この 6 圏域に市が地域包括支援センターを配置、市社協が地域福祉コーディネーターを配置し、地域福祉の推進と住民ネットワークの形成を進めている。また、重層的な専門機関のネットワークもあり、定期的に全市レベル、地域レベル、職種レベルでの会議が定期的に行われているため、行政、病院、福祉、法律専門職の関係性が密であり、同時に権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチすることができている（立川市と地域あんしんセンターたちかわとは、高齢者虐待対応における明確な役割分担を行っている）。

これらのネットワークは、職員の人材育成機能、事例対応ノウハウの蓄積機能、地域ケアの基盤形成機能も担っている。

また、地域あんしんセンターたちかわは、日常生活自立支援事業も相談者の状況に合わせて活用し、成年後見制度の利用推進と併せて、両制度が連携した幅広い権利擁護支援を土台としている。

（地域あんしんセンターたちかわ、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

#### 相談窓口職員に対する研修の実施

上伊那成年後見センターは広域 8 自治体（人口 67,723 人（平成 29 年 4 月 1 日現在））で、成年後見制度に関する事例対応をカバーしている。それを可能にしているのは相談窓口の分化体制である。一次相談窓口を各市町村行政や地域包括支援センター、社協とし、二次相談窓口の上伊那成年後見センターは、一次相談窓口の相談先という役割分担を明確にしている。

そのため、上伊那成年後見センターでは、一次相談窓口の職員の資質向上に力を入れている。

- ・成年後見センターが 8 市町村に出向いて、役場職員向けに研修を実施。
- ・福祉担当部署が、住民課、税務課、水道課職員などにも声をかけ、役場全体で権利擁護意識を高めることをめざしている。

この二段階の相談窓口体制構築によりみられた効果としては、

- ・介護保険の申請相談など、確実に成年後見以外の相談については、一次窓口で対応することができるようになった。
- ・一次窓口で成年後見の必要性について迷った事例でも、二次窓口に適切なつなぎ先の相談ができるようになった。

（上伊那成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成。）



### 参考事例のご紹介

#### 権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる

東濃成年後見センターでは、最初に相談窓口で相談を受け付けて明らかに権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談や、複合的な課題を抱えているような相談の場合、幅広く生活課題に対応できるよう、地域の相談受理機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等）に相談に行くことを勧めている。

釧路市権利擁護成年後見センター、地域あんしんセンターたちかわ、上伊那成年後見センター、伊賀市社協福祉後見サポートセンター、坂出市成年後見センターなど、社協へ成年後見センターの委託（または補助により実施）しているセンターの場合、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの窓口も受託していることが多いため、複数の相談窓口職員で相談を受け付け（または訪問し）、適切な制度利用につないでいる。

（東濃成年後見センター他、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

#### 本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備

品川成年後見センターでは「相談・手続き支援」の窓口で、相談者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、あんしんの3点セット※等を重層的かつ柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行っている。

特に、あんしんの3点セットでは、「任意後見契約」を希望する場合に、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言」を組み合わせたサービスで、任意後見制度や判断能力が低下した場合の移行時の対応についても説明している。

#### ※「あんしんの3点セット」

- ①あんしんサービス契約：コーディネーターによる支援プランの作成、定期的な判断能力の状態確認、緊急通報システムの設置、貸金庫の利用
- ②任意後見契約
- ③公正証書遺言作成支援

（「あんしん生活」、品川成年後見センター、平成27年5月、9～12pをもとに作成）

### (3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに、具体的にどのような生活の場面で困難さを抱えているのか、どこまでは本人ができているのか等、例えば以下の事柄について、権利擁護機関担当者はもとより、行政担当者、法律・福祉等の専門職、本人の従前からの支援者等が参画して協議し、支援方針を明確にします。

- 本人意思確認と必要な支援の内容
- 申立類型（補助・保佐・後見いずれの類型で申立を行うのか）
- 誰が申立を行うのか
- どのような成年後見人等が選任される（家裁が適切な成年後見人等を選任できる）ことが本人にとって望ましいのか。そのために必要な情報収集をどのように行うか等

特に、本人にメリットが感じられる運用体制としていくためには、家庭裁判所において適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進めること、特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と成年後見人等との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた成年後見人等を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが重要になります。

上記に関わっては、申立者が首長であれ、親族であれ、申立者の如何を問わない事項であることから、相談に挙げた事例については、首長申立を含め、同様の流れ（プロセス）で検討していくことが求められます。

国基本計画では、以下のようにかなり踏み込んだ記載となっています。親族後見人候補者の支援について、現状で可能なことは限定的ですが、今後は、いかに相談の段階から地域の親族後見人等のフォローができる体制を構築できるかが重要になります。

#### 【国基本計画での記載（P.13）】

- 受任者調整（マッチング）等
  - ・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
  - ・中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
  - ・家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
  - ・中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。
- 親族後見人候補者の支援
  - ・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援・市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

#### 【取組例】成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

- 特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）
- 適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける
  - ・首長申立の場合についても、検討の場が共有される
- 本人と成年後見等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について、検討の機会を設ける
- これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある
- 検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる（家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与）
- 親族後見人育成・支援のための機会が設けられている
- 市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる（知識・理解から行動する人材の育成、連携可能な人材の育成）

ポイント解説④ 候補者推薦機能の充実に向けた一歩としての、  
家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任

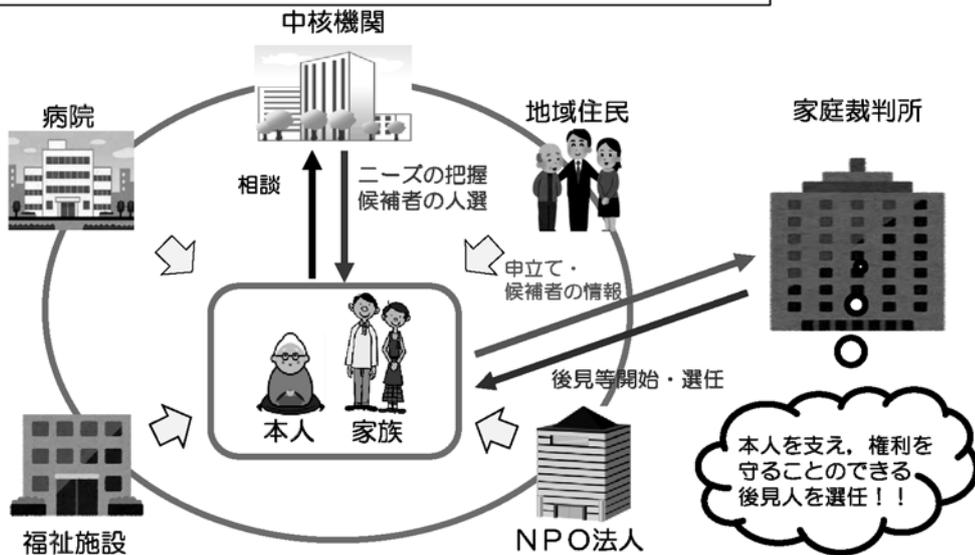
福祉各法では、首長申立てに係る審判について、「市町村は、(中略) 後見等の業務を適正に行うことができる者の推薦(中略)を講ずるよう努めなければならない」(老人福祉法第32条の2第1項、知的障害者福祉法第28条の2第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3第1項)とされています。

現状では、こうした推薦業務を実際に実施できている市町村は多くないのが実情と考えられ、中核機関の設置等により、市町村がこうした業務を円滑に行える体制整備を進める必要があります。

また、国基本計画では、首長申立てのみならず、本人申立てや親族申立ての案件を含め、後見制度の利用が必要な人について、申立て前の段階から継続的な支援を行っていく必要性が強調されています。まずは首長申立てを検討するケースにおいて、支援を必要とする方の情報を的確に家裁に提供するという取組から始め、成年後見人等の選任イメージについて、市町村と家庭裁判所との間で認識をすり合わせていく作業を進めていくことが考えられます。

3 ネットワークにおける役割

(1) 家庭裁判所の役割 ～後見制度の利用検討から後見開始まで～



本人らしい生活を実現するためには、本人のニーズに合う後見人の選任が最も重要  
⇒ 中核機関と家裁が後見人のイメージを共有することが必要

最高裁判所事務総局家庭局提供資料



## 参考事例のご紹介

### 家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供

尾張東部成年後見センターでは、現在の申立書の様式が財産に関連する情報中心であり本人の生活や状況等についての情報が不十分となることから、本人の生活課題や必要な支援内容等の身上保護に関する情報を上申書や報告書として作成、添付し、より適切な成年後見人等の選任に役立つようにしている。また、医師の診断書にも本人の生活上の課題が反映されるよう、親族やケアマネなど支援者に、主治医に伝えるべき内容について助言等を行っている。また、場合によっては受診同行する等の対応を行っている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

### 市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備

いわき市権利擁護・成年後見センターでは、市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、地域包括支援センターの連携による対応フロー図および会議書式を整備している。

(いわき市権利擁護・成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

### 「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている

尾張東部成年後見センターでは、法人受任そのものではなく、制度利用が必要な人に適切に制度利用につなげるコーディネート機能を重視し、法人受任は個人受任では難しいケースを想定している。法人受任の必要性、妥当性については、法律・福祉の専門職に加え、措置権等をもつ行政職員（課長級）が出席する適正運営委員会が「法人後見受任ガイドライン」に照らして判断している。

(尾張東部成年後見センター他、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

### 尾張東部成年後見センター「法人後見受任ガイドライン」(抜粋)

- センターによる法人後見受任が必要な場合：
  - ・福祉専門職による後見が必要かどうか（本人の意思尊重と身上保護への配慮の視点）
  - ・個人による受任が困難なケースかどうか
    - ※次のようなケースは法人による後見が望ましい
    - ア. 頻回な支援が求められる場合
    - イ. 支援の枠組みが不十分な場合（いわゆる困難ケースで、支援の枠組みを一からつくる必要がある場合など）
    - ウ. 個人では受任リスクが高い場合（受任者の個人情報や身の安全の確保）
    - エ. 報酬が見込めない場合
    - オ. 家族が複合的な問題を抱えている場合
    - カ. 緊急性が高い場合
  - ・公的なセンターが受任するケースかどうか
    - ※家裁から法人後見の必要性ありと直接依頼された場合は、受任の方向で検討する。
- センターの受任が不適切とされる場合：
  - ・相談者の不利益になる場合
  - ・利益相反となる場合
  - ・法律上のトラブルがすでにある場合
  - ・センターが申立支援を行った場合

#### (4) 後見人等への支援 (モニタリング・バックアップ)

国基本計画では、利用者にメリットのある制度運用を担保するための方策の一つとして、家庭裁判所による後見監督を日常的に地域の側から補強するものとして、成年後見人等選任後の本人(被後見人)と成年後見人等、家族、支援者等がチームとなって、後見開始後も見守りや支援を継続していくことがあげられており、こうした個別の支援チームづくりやチームによるモニタリング等をアレンジ・状況把握していくことが、新たに位置づけられた中核機関の機能の一つとして明確に示されました。このように本人を支援の中心に置くことも、今回示された重要なポイントと言えます。

成年後見人等を支援することが、どのように本人のメリットにつながるのでしょうか。それは、日常的に本人や成年後見人等を見守り、本人の変化等によって生じてくる成年後見人等の相談にきちんと対応(適切なところに繋いでいく)することで、より本人の意思や価値観に沿った後見事務が可能となる(=的確な権利擁護の実現)と考えられるからです。その結果として、成年後見人等の理解不足等から生じる不正が起きにくくなり、また、不正が起きても早期に発見できるという効果が生じることになります。

#### ヒント!



#### 後見人等支援の場面における家庭裁判所との連携

##### (2) 家庭裁判所の役割 ~後見制度の利用を開始してから~



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

そのように対応するなかで万一、成年後見人等の不正の予兆が感じられた場合、中核機関は家庭裁判所に相談します。相談を受けた家庭裁判所は成年後見人等の活動の検証を行いながら、交代の必要性を認識した場合、中核機関に対して、後任の候補者の推薦を依頼することになります。

中核機関では、家庭裁判所から成年後見人等の交代を検討するために後任の候補者の推薦を依頼された場合には、後任の候補者の推薦をする等の連携を行うことで、不正行為等による被害を最小限に食い止め、権利擁護を継続的に進めていくことが可能となるものと思われます。

現状では、地域の中で誰が成年後見制度を利用し、誰が親族後見人を担っているのか等については、相談機関においても包括的に把握する方法がありませんが、今後整備される中核機関等では、広く親族後見人等に対する相談窓口も設けるなど、成年後見人等をフォローしていく体制整備も重要となります。例えば、以下のような取組は、現状でも可能と思われます。

- ・ ニーズ調査により把握し、中核機関で申立て支援を行った事例のバックアップ
- ・ 家庭裁判所に親族後見人から相談が寄せられた場合の、地域にある相談窓口の紹介
- ・ 民生委員等が把握していながら、地域で分散されている情報の集約

この点については、国計画でも、「利用開始後における柔軟な対応」として、下記のように明記されています。

#### 【国基本計画での記載 (P.8, 9)】

- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が成年後見人等を解任することはできないこととなっている。
- こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、成年後見人等の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人などが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。  
また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔軟な運用を可能とする方策を検討する。

#### 【支援基盤の整備例】 成年後見人等への支援 (モニタリング・バックアップ)

- 本人・後見等を支援する身近な「チーム」を結成し、必要に応じてチーム会議が行われよう支援・調整する
- 親族後見人や市民等が、常時相談でき、適切な支援が受けられるような機会（相談窓口、研修会、集い等）を設ける（後見人等支援による不正防止効果）
- 本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかを検討するしくみがある
- 親族・市民後見人等の報告書類作成の相談に乗り、具体的な支援を行う機会を設けている



## 参考事例のご紹介

### 市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築

釧路市権利擁護成年後見センターでは、平成 22 年度、初めて市民後見人を候補者とした申立て時から、受任するハードルを下げるため、相互チェック機能をアピールし、「複数後見（2名どちらも市民後見人）」、「監督人なし」で申請している。現在もその仕組みは継続しており、105名の候補者中7割が受任中（H29.9 現在）。

しかし、市民後見人の数も不足しており、家庭裁判所と協議のうえ、1年以上の後見人活動経験者であれば単独受任を認められることとなり、59件のうち10件が市民の単独受任ケース（H29.9 現在）。

市民後見人に監督人はつけないものの、家庭裁判所と協議のうえ、センター専門職員3名が随時相談に応じるとともに、以下をルール化したフォロー体制を構築している。

- ① 受任後初年度の報告月と面談回数をルール化（1か月後、6か月後、12か月後の3回）
- ② 2年目以降は、家庭裁判所への報告月の面談をルール化（12か月後に1回）している。

- ・ 釧路市では、市民後見人養成講座修了者による2つのNPO法人も活動中

（釧路市権利擁護成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

### 成年後見人等サポートの実施

伊賀地域福祉後見サポートセンター（以下、サポートセンター）では、以下のような体制を構築している。

- ・ 成年後見人等が困った時に気軽に相談に応じられる体制
- ・ より専門的な内容での支援ができる体制

本人（被後見人等）が抱える生活課題は多様であり、サポートセンターがその成年後見人等を支援するにも多様な情報が必要となる。そこで、まずは、サポートセンター事務局スタッフが相談に応じ、より専門的な内容については、医療・福祉・法律の専門職等で構成されたサポートセンター運営委員会委員から助言を得られるようにしている。

個別の対応だけでなく、親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加できる「後見人のつどい」と、福祉後見人が参加する「福祉後見人連絡会」を開催している。いずれも、専門職等との相談助言と成年後見人等の相互交流の機会になっている。

また、サポートセンターは、成年後見人等が本人（被後見人等）に対して行っている支援が適切か見守るとともに、必要に応じて、より良い支援を行っていくための相談助言などを、高齢者や障がい者の相談支援機関や家庭裁判所と連携して行っている。

（伊賀地域福祉後見サポートセンター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

(5) 地域力強化に向けた人材育成 \* 広報・啓発機能とも関連

国基本計画では、「④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等」のうち成年後見制度利用促進機能の一つとして、担い手の育成・活動の促進をあげています。

その一つの方策が、市民後見人の研修・育成・活用であり、もう一つが法人後見の担い手の育成・活動支援です。また、今後担い手として重要になることが想定される親族後見人の育成・バックアップについても、随所に記載されています。

今後、権利擁護・成年後見制度を活用した地域づくりを進めるための人材育成としては、

- ・より効果的な周知・広報によって、地域全体の発見・気づきを促す
- ・地域の権利擁護システムの基本となる相談手法の底上げを図る
- ・将来的な地域の担い手養成（権利擁護に関する行動連携人材・成年後見人等の候補者）などが想定されますが、特に3つ目の、知識・理解だけではなく、権利擁護・成年後見活用に関して行動連携できる地域の幅広い人材が求められます。これらについては、広報・周知の手法とも密接に連携を図りながらすすめていくことが効果的です。

【国基本計画での記載（P.13, 14）】

(b) 担い手の育成・活動の促進

○市民後見人の研修・育成・活用

- ・市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
- ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○法人後見の担い手の育成・活動支援

- ・後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- ・担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- ・若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

## ポイント解説⑤ 市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携

後見人の担い手となる市民や法人が地域の中で養成され、いつでも後見人として選任できる環境が整備されていることは、本人はもちろんのこと、家庭裁判所にもメリットのあることであると思われます。家庭裁判所は、本人に最もふさわしい後見人を選任することが求められていますが、地域に後見人のなり手となる市民や法人がない場合には、独居の方など親族が支えることの難しい本人については、専門職を後見人に選任しています。専門職にはその専門的知見を生かした後見事務が期待できますが、地域における専門職の数には限りがありますし、本人に身近な存在として、本人の居住する地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧に聞きながら後見事務を進めていくことができる地域住民の方を地域連携ネットワークと専門職の関与によって養成していくことが本人にとってよりふさわしいというケースも少なくありません。家庭裁判所が、本人に身近な地域で見守りながら後見事務を進めてもらうことが適切だと判断した案件で、地域において養成された市民や法人が後見人として後見事務を担ってもらえるということは、何よりも、本人のニーズにふさわしい後見人が選任されるという点で、本人にとってメリットのあることであり、家庭裁判所にとっては選任できる後見人の選択肢が増えるという意味でメリットがあると考えられます。

具体的な選任形態は、各地域において様々なバリエーションがあります。各地での実情を見ますと、①当初から市民後見人のみが選任されるスタイル、②市民後見人と専門職などが複数で後見人に選任されるスタイル、③市民後見人に社会福祉協議会等が後見監督人として選任されるスタイルなどがあり、その他にも、④社会福祉協議会やNPO法人が法人として後見人に選任され、そのスタッフとして養成された市民が事務を遂行するスタイルなどがあります。また、当初は専門職が後見人を務めていたケースについて、本人の生活が安定した後に市民後見人に引き継ぐやり方（リレー方式）や、当初は市民後見人と専門職がともに後見人に選任され、本人の生活が安定した後に専門職は後見人を辞任して市民後見人のみの態勢に移行するといったやり方もあるようです。いずれのスタイルについても実践例があり、どのスタイルを前提に市民後見人等の養成を進めていくのかについては、個々の実態に合わせた検討や地域の仕組みをつくるためのプロセスの整理が今後必要ですが、養成された市民後見人等が実際に選任され、活用されるためには、家庭裁判所との連携が必要不可欠です。

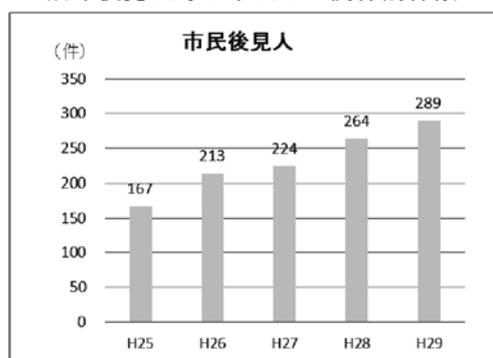


最高裁判所事務総局家庭局提供資料

家庭裁判所は、申立てがあつて初めて本人のことを把握することになり、また、市民後見人についても、その人がどういった人なのか、本人とどういう関係にあるのかといったことも、申立てがあつて初めて知ることになります。もともと本人も市民の方もよく知らない中で、市民の方に後見人という大きな権限と責任を与えるということは、家庭裁判所にとっては不安があるように思われます。市町村等が中心となって、①市民後見人がどのように養成されているのか、②後見人に選任した後に生じるかもしれない悩みやトラブルに養成した機関（社会福祉協議会やNPO等）はどのように対応できるのかなどといった、市民後見人の事務の適正性を確保する態勢を作ることができれば、家庭裁判所は市民後見人を安心して選任することができると思われます。

実際に、市民後見人の選任が進んでいる地域では、①市民後見人の養成カリキュラム等について家庭裁判所に説明し、必要に応じて、家庭裁判所書記官による講義等をカリキュラムに組み入れる、②市民後見人に選任された後のバックアップ態勢として、養成した社協等が市民後見人と面談したり、相談を受けたりする態勢を確立するといった取組を進め（※この点は、釧路市や大阪市の取組が参考になります。）家庭裁判所としても安心して市民後見人等を選任できる環境を整えています。

成年後見人等と本人との関係別件数



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

まずは、各地域において、どのように権利擁護人材を養成し、活用していくのかといったイメージを膨らませた後、そのイメージを家庭裁判所とも共有して、家庭裁判所にとって不安のない形で養成を始めていくことが、市民後見人等の活用の秘訣といえそうです。また、市民後見人へのバックアップ・支援といった取組から得られた家庭裁判所との連携は、さらに中核機関による親族後見人の支援のイメージ作りにもつながっていくように思われますので、地域における市民後見人の養成・活用は、将来的な中核機関の機能の充実・強化にもつながっていく側面があると思われます。市民後見人の養成と選任後の支援に取り組んでいくことは、中核機関に期待されている後見人支援事務のための第一歩になるはずです。

本稿における「市民後見人」とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合を指しています（※2）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含みます。

※2 調査集計における便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではありません。（参考：最高裁判所事務総局家庭局作成資料）



## 参考事例のご紹介

### 市民～関係者各層別の実践的研修の実施

知多半島の5市5町の成年後見を担う特定非営利活動法人知多地域成年後見センターでは、法人後見の受任、来所・巡回による相談・カンファレンスと並んで、広く市民の権利擁護や成年後見に係る理解を促進するとともに、以下のような具体的実践のサポートが可能となる人材の育成に取り組んでいる。

- ①一般市民の理解促進を目的としたイベント等の開催
- ②市民後見人等の養成を目的とした講座・養成研修
- ③独自の支援員等の養成を目的とした講座等の開催

(例：成年後見サポーター養成講座：「成年後見制度」の重要性を理解し、制度利用を地域で支えるサポーターを養成する講座の開催)

同時に、関係者むけ研修としては、行政職員向け研修〔年2回〕として、福祉課はもとより、税務課、市営住宅、水道課、委託地域包括支援センター、障害者相談支援センター職員等関係する多くの課の職員を対象とした研修の実施を積み重ねている。

平成26年度には、成年後見業務従事者のための研修プログラムとその手引きを開発、経験年数別の研修の実践に着手している。

(知多地域成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

### 支援者育成のための工夫

尾張東部成年後見センターでは、必要に応じてケアマネや地域包括支援センター職員が、申立て支援を行う際の後方支援を行っている。ケアマネや地域包括支援センター職員が申立て支援をすることで、成年後見制度の知識やスキルが体験的に身につく、家計や財産にも目配りできる多面的なアセスメントが可能となる。

また、首長申立てについては、センターで直接的には書類作成支援をしていない。行政職員自身が作成することで、制度に関する知識、申立書類作成スキルの定着が進み、自らの市町の住民の権利擁護支援課題についての理解が深まるからである。しかし、首長申立て必要性判断のためのケース会議や、申立書類の書き方支援は行う。また3か月以内に首長申立ができるよう適正運営委員会の場を通じて進捗管理も行っている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)



## 参考事例のご紹介

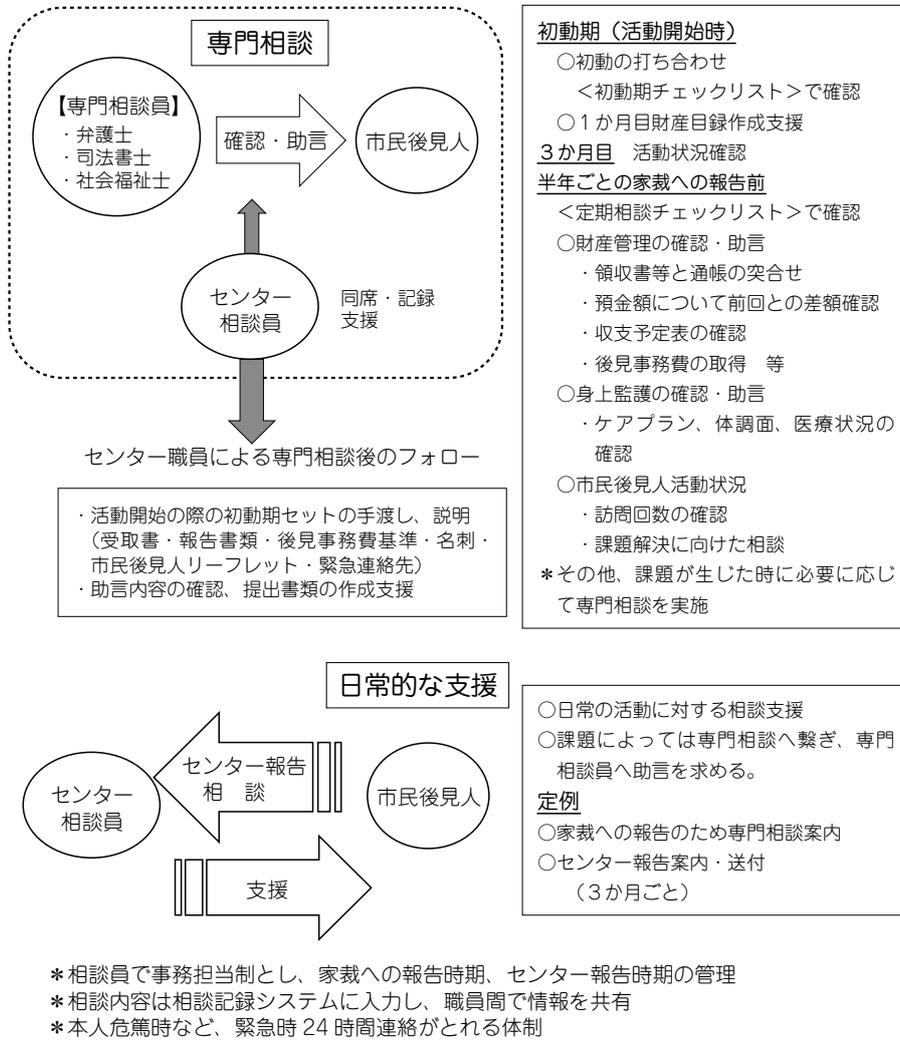
### 市民後見人の育成、フォロー体制の構築

大阪市成年後見支援センターは、平 19 年度の開設時より養成を開始した市民後見人（第 10 期まで終了）に対する活動支援を専門職による専門相談を活用して初動期、定期、随時行っている。また、市民後見人活動マニュアルを作成、配布したり、継続的な研修を実施することで、市民後見人が安心して活動を行える体制を確保するとともに、活動する市民後見人の質の担保にも寄与している。

（大阪市成年後見支援センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

### 大阪市成年後見支援センターの市民後見人への相談支援体制

市民後見人受任後の活動は、専門相談と日常的な支援で支えています。専門相談員は養成、受任調整に関わる専門職が担っています。



### ③ 地域連携ネットワークの発展に向けて

#### (1) 専門職団体等との連携

国基本計画において、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等には、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割を果たすことが期待されています。

基礎自治体においては、特定の職種や団体を排除しない、地域のプラットフォームの形成が求められているといえます。

#### 【国基本計画での記載（P.23～25）】

##### ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。
  - ・ソーシャルワーク※6の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
  - ・福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
  - ・社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
  - ・地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
  - ・必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

##### イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
  - ・法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
  - ・弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
  - ・親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
  - ・本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

## (2) 計画の策定

計画策定には、自治体としての実効力の担保という側面もあることから、中核機関等の設置とあわせて、並行的に進めて行くことが効果的です。

計画の策定について、国基本計画では、次のように記載していますが、各自治体においては、後述 P.94 のような考え方に即して、整備を進めることがより現実的と思われます。

### 【国基本計画での記載 (P.20-21)】

- ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定
- 促進法第 23 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
  - 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
    - ・地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
    - ・チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
    - ・地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
    - ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
    - ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

### ヒント！



### 平成 29 年 12 月 12 日付局長通知で示された 「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」

平成 29 年 12 月 12 日付 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名による局長通知で示されたガイドラインでは、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」も示されている。

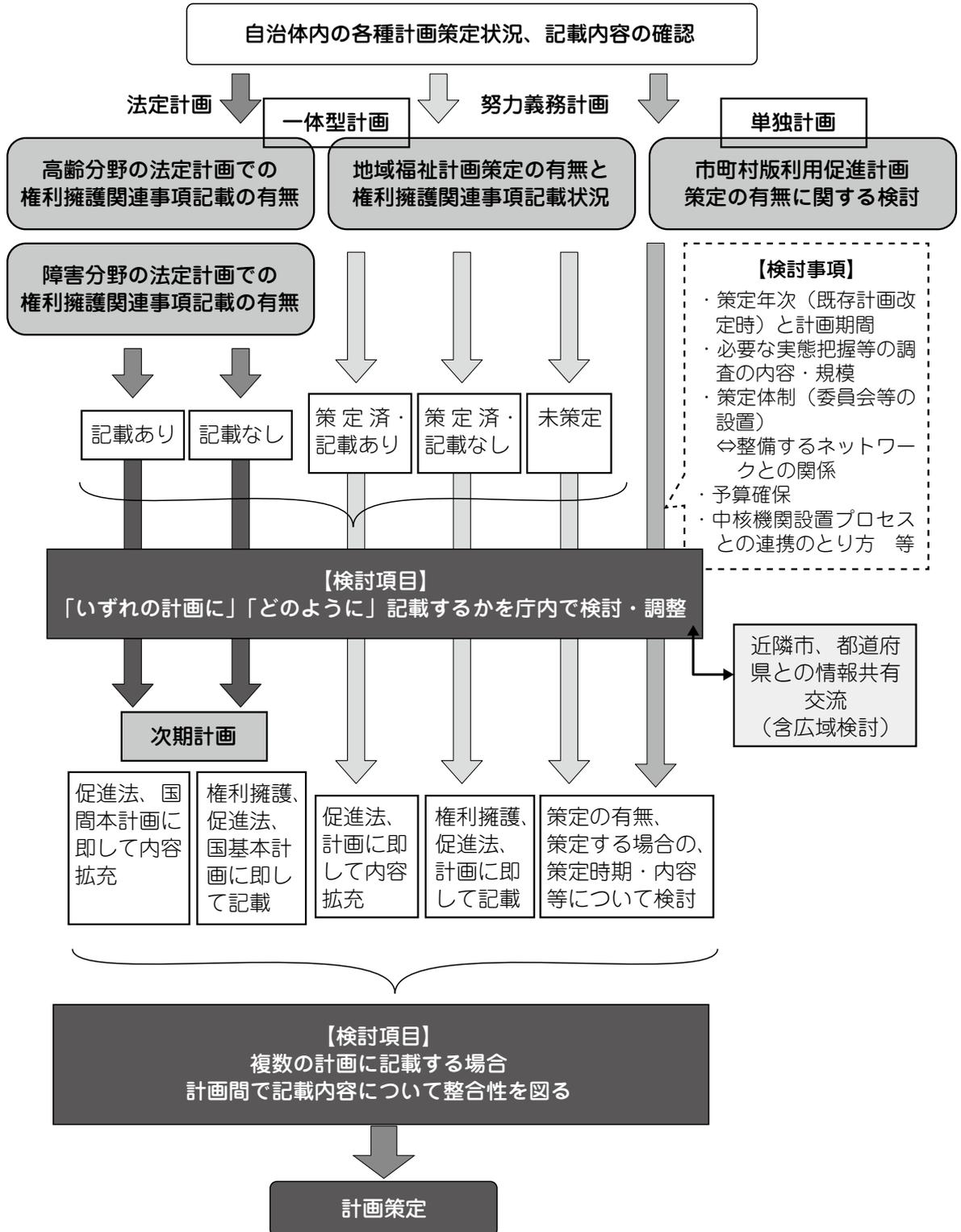
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするこも考えられる）

平成 29 年 12 月 12 日付厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知 29 頁

**ヒント!**



**地域の実情に応じた自治体体制整備 初動期工程の考え方 例示  
成年後見利用促進にかかる市町村計画の策定**





## 参考事例のご紹介

### 市町村計画策定事例

(単独計画として、他の部門別計画と一体的計画として)

#### 単独計画として策定の事例 (埼玉県志木市)

埼玉県志木市では、平成30年度から31年度までの2年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。同計画では、成年後見人及び未成年後見人の利用者と、制度利用が必要な市民を対象とし、成年後見制度には、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見に規定されるものを含むとし、成年後見のほか、民法第838条以降に規定された未成年後見も対象としています。

#### 志木市「成年後見制度利用促進基本計画」施策の体系

##### 第3節 施策の体系

基本理念 権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

#### 基本目標1 成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

実行計画 1-1 地域連携ネットワークの構築

実行計画 1-2 実施体制の整備等

実行計画 1-3 市民後見人の育成及び担い手の確保

#### 基本目標2 制度理解と不正防止の徹底

実行計画 2-1 制度理解と地域の見守り等

実行計画 2-2 不正防止のための関係機関との連携

#### 基本目標3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

実行計画 3-1 利用者の把握と早期発見・早期支援

実行計画 3-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

実行計画 3-3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

志木市「成年後見制度利用促進基本計画」素案より抜粋

他の部門別計画の一部として策定の事例 (大阪市 地域福祉基本計画)

目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 地域福祉基本計画の位置づけ	3
(2) 大阪市基本構想との関係	6
(3) 区地域福祉計画等との関係	7
(4) 分野別計画・関連計画等との関係	7
(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	14
3 計画期間	15
4 圏域の考え方	16
5 計画の推進・評価の体制	18
第2章 地域福祉を取り巻く現状	19
1 統計データ等から見る大阪市の現状	19
(1) 大阪市における人口・世帯数等の推移	19
(2) 市民の意識と活動の状況	29
(3) 地域における団体等の活動の状況	36
(4) 地域における社会問題の状況	42
(5) 相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況	47
2 地域福祉にかかわる法・制度の動向	49
(1) 地域共生社会の実現	49
(2) 成年後見制度の利用の促進	58
3 地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況	61
(1) 取り組み状況について	61
(2) 課題と今後の方向性	64
第3章 計画の基本理念と基本目標	67
1 基本理念	67
2 基本理念の考え方	68
(1) 人権尊重の考え方	68
(2) 住民主体の地域づくりの考え方	69
(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方	69
(4) 福祉コミュニティ形成の考え方	71
(5) 多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の考え方	71
3 計画の基本目標	72
4 計画の体系	73

<b>基本目標1</b> みんなで支え合う地域づくり	74
1 住民主体の地域課題の解決力強化	74
(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり	74
(2) 地域福祉活動への参加の促進	74
(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	75
(4) 専門職による地域福祉活動への支援について	76
2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	79
(1) 多様な主体の参画と協働	79
(2) 社会資源の有効活用	79
3 災害時における要保護者への支援	83
(1) 災害時における要保護者への支援	83
(2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり	84
<b>基本目標2</b> 新しい地域包括支援体制の確立	86
1 地域における見守り活動の充実	86
2 相談支援体制の充実	89
(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援	89
(2) 生活困窮者自立支援制度との連携	90
(3) こともの貧困対策との連携	90
(4) 相談支援体制を支える人材の育成・確保	91
3 権利擁護支援体制の強化	94
(1) 虐待防止の取り組みの推進	94
(2) 成年後見制度等の利用促進	94
第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み	97
1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備	98
1-1 要保護者の発見と地域における見守り体制の強化	98
1-2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築	102
2 福祉人材の育成・確保	108
2-1 地域福祉活動の担い手の確保	108
2-2 福祉専門職の育成・確保	110
2-3 行政職員の専門性の向上	112
3 権利擁護の取り組みの充実	114
3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進	114
3-2 成年後見制度の利用促進	116
資料編	123
用語解説	123

大阪市「地域福祉基本計画」素案より抜粋

### (3) 財源確保

#### ① 本人の暮らしや財産の保全・管理が安定することによる社会への相乗効果 ～制度推進に向けた財政課等への効果的な説明として

本人がメリットを感じられる制度運用を図ることは、結果として、本人のQOLの向上はもとより、自治体や地域、事業者にとってもプラスの相乗効果〔地域循環〕をもたらします。例えば、以下のような相乗効果が期待できます。

##### > 自治体にとっては

- ・成年後見人等がついて、本人の金銭管理・契約・滞納等の問題解決を支援することで、これまで本人が抱えていた費用の精算、あるいは問題の抱え込みの予防につながり、滞納予防や虐待の防止につながる。

(例) 虐待やセルフネグレクト、消費者被害、孤立死・孤独死等の予防

- ・金銭管理等が安定的に行われることで、滞納されていた税金等が支払われる効果が期待される。

##### > 事業者・施設等にとっては

- ・不払い、契約者不在等のリスクを背負い込むことなく、コンプライアンス（遵法）面でも安心して積極的支援が可能になる。

(例) 独居や高齢者のみの世帯等が在宅生活の継続を希望

- ・本人の生涯を支える法的キーパーソンが選任されることで、サービス契約や金銭管理を適切行えるようになる。

##### > 地域にとっては

- ・見守りや成年後見人等等、本人に何らかの支援が入ることで、日々の近隣と本人とのコミュニケーションが回復する
- ・こうした意思決定や判断に支援が必要な方が、ともに地域で暮らす姿を目の当たりにすることで、要介護時の自分や家族のありようについてイメージや理解が進み（我が事感の高まり）、住み続けやすい地域づくりにつながる。

このうち、特に自治体にとっては、成年後見人等がつくことで、これまでのご本人の税・保険料、公共料金、医療・福祉サービス費用等の滞納分が返済されることとなります。ある成年後見支援センターの実績によれば、それらの13年間の合計は、3市で4千万円超にも上ります。

## ② 事業実施に向けた財源（平成 30 年度予算等について）

成年後見制度利用促進法では、成年後見制度利用促進計画に基づく施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう政府に求めています。これを受けて、厚生労働省では、以下のような財政措置等の支援方策を講ずることとしています。

（2018 年 3 月 6 日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋）

○市町村の計画作成に関する費用、及び地域連携ネットワークの中核機関の運営に要する費用に充てるため平成 30 年度より新たな地方交付税措置を講ずる。

（普通交付税の市町村分のうち社会福祉費として、成年後見等実施機関運営事務費を新設）  
（用途例）

- ・ 計画策定委員会の開催等に要する費用
- ・ 中核機関の相談員の配置や旅費、会議等に要する費用

○平成 29 年度より認知症総合戦略推進事業として、成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備に向けた試行的な実施のために必要な経費を計上しており、平成 30 年度も予算拡充の予定

事業実施に向けては、都道府県とも相談の上、これら予定されている予算を有効に活用していくことが有効です。

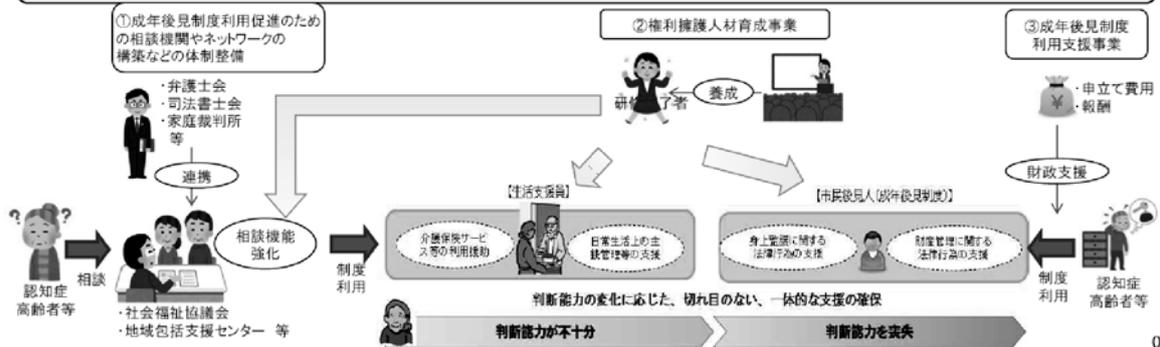
## 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

### 概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

### 事業内容(平成30年度予算案)

- ① 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備 **認知症総合戦略推進事業(3.3億円の内数)**
  - ・ 成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備を実施。
  - ・ 認知症高齢者の意思決定支援のための普及・啓発
  - ※ 実施主体: 都道府県 補助率: 1/2
- ② 権利擁護人材育成事業 **地域医療介護総合確保基金(介護分) 483億円の内数**  
 成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ③ 成年後見制度利用支援事業 **地域支援事業 1,988億円の内数**  
 低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。



## 障害者に対する成年後見制度関係の事業について

### 平成30年度予算案

- ① 成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業費等補助金493億円の内数)
  - ・ 事業内容: 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
  - ・ 実施主体: 市町村
- ② 成年後見制度法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金493億円の内数)
  - ・ 事業内容: 市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
    - (1) 法人後見実施のための研修
    - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
    - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
    - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
  - ・ 実施主体: 市町村
- ③ 成年後見制度普及啓発事業 (地域生活支援事業費等補助金493億円の内数)
  - ・ 事業内容: 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
  - ・ 実施主体: 都道府県、市町村

厚生労働省老健局提供資料【3月6日時点】

厚生労働省における成年後見制度利用促進関係予算について(平成30年度予算案)

事項	事業名	事業の概要	実施主体
利用促進のための体制整備支援(都道府県)	介護保険事業費補助金/認知症総合戦略推進事業/「成年後見利用促進連携・相談体制整備事業」	成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関(市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等をいう。)が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施	都道府県
利用促進のための体制整備支援(市町村)	普通交付税(市町村分)/社会福祉費/「成年後見等実施機関運営事務費」(予定)	市町村における成年後見制度利用促進にかかる計画策定委員会の開催や中核機関の相談員の設置、旅費、会議等に要する費用を算定	市町村
広報・普及啓発(※)、申立費用等の助成		成年後見制度利用促進のための広報、普及活動の実施 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成	
(高齢者関係)	地域支援事業交付金/任意事業/その他の事業/「成年後見制度利用支援事業」	市町村が実施する広報・普及活動、低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成	市町村
(障害者関係)	地域生活支援事業費等補助金/市町村地域生活支援事業/必須事業/「成年後見制度利用支援事業」	市町村が実施する障害者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成	市町村
(障害者関係)	地域生活支援事業費等補助金/地域生活支援促進事業/市町村地域生活支援促進事業/「成年後見制度普及啓発事業」	自治体が発行する広報・普及活動に要する経費の助成	都道府県・市町村
人材養成等(※)			
(市民後見人)	地域医療介護総合確保基金/介護従事者の確保に関する事業/「権利擁護人材育成事業」	成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成	都道府県・市町村
(法人後見)	地域生活支援事業費等補助金/市町村地域生活支援事業/必須事業/「成年後見制度法人後見支援事業」	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するための経費に対し助成	市町村

(※) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施や市民後見人等の養成にあたっては、各市区町村の実情等に応じて、高齢部門と障害部門を一本化して実施することは可能。なお、その際に、地域支援事業や地域生活支援事業等の費用按分については、管内の認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分することが考えられる。

厚生労働省老健局提供資料【3月6日時点】

#### (4) 審議会の設置、条例等の制定

国基本計画では、「成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」のなかで、国、地方公共団体、関係団体等の役割をあげています。そのなかで、市町村の役割の一つとして、以下の「条例で定めるところによる審議会その他合議制の機関」があげられました。同時に、これらの取組を既存の政策との有機的な連携のもとに実施する旨も付記されています。

##### 【国基本計画での記載】

- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。  
市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていますか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。



##### 参考事例のご紹介

#### 成年後見制度の利用を促進するための条例の制定

志木市では、平成29年3月24日、首長の強いリーダーシップのもと、全国に先駆けて「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定した。

第3条に「市の責務」を明記したことが特長である。地域共生社会を見据え、横串をさした事業の展開について記している。

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

当市は人口が約7万6千人とコンパクトであり、「自治体は温度差が大きい、自治体により制度の利用が異なることには違和感を覚える。」「小中自治体でもできることを示したい。」と語り、今後は条例をもとに、さらなる成年後見制度の利用を促進する取組を進めることを検討している。

(埼玉県志木市、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成。)

## 4 都道府県の役割

### (1) 都道府県の市町村支援

基礎自治体の体制整備にあたり都道府県の果たす役割は非常に大きく、基礎自治体の体制整備がスムーズかつ効果的に進むかどうかは、都道府県の支援如何にかかっていると言っても過言ではありません。国基本計画等の記載から、都道府県による支援が効果的（不可欠）と思われる支援事項について整理すると、次のようになります。

既に多くの都道府県で具体的な支援を開始しており、次頁以降、その一端をご紹介します。また、静岡県等においては、これら全般にわたって、都道府県としての展開ビジョンを市町村に示しながら、双方向での取組み推進を図っています。（静岡県の取組について（2）で紹介）

#### ①県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有

- ・都道府県内の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況の継続的な把握
- ・市町村間の情報共有・情報交流の場の設定

#### ②都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援

- ・都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズの把握、社会資源等の把握等の実施
- ・特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等の取組

#### ③広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援。

- ・家庭裁判所（本庁・支部・出張所）等の担当地域、その他保健福祉圏域等、広域での中核機関設置に向けた具体案の提示と市町村間の調整
- ・家庭裁判所、社協、専門職団体等と連携した説明会の実施や具体的方策の検討支援

#### ④その他広域的な観点からの管内市町村支援

- ・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援の実施

### 【国基本計画での記載（P.22）】

- 法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。



## 参考事例のご紹介

### 県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有に関連して

#### 「成年後見制度利用状況等調査」により、県内自治体の権利擁護に関する取組状況の把握（埼玉県）

埼玉県は、毎年5月に、県内自治体を対象に「成年後見制度利用状況等調査」を行っている。項目は以下である。

1. 市町村長申立件数（1年間）
2. 成年後見センター等の設置自治体数
3. 費用助成制度等（成年後見制度利用支援事業、財源等）
4. 権利擁護人材育成事業
5. 成年後見制度利用促進法関連事業実施予定

（基本計画策定、審議会設置、中核機関設置）

項目1～4は経年調査項目であり、1、2、4は年々の増加傾向を把握している。項目「5」は、平成29年度より追加した。

いずれの結果も県内自治体にフィードバックし、県内自治体の取組状況の周知を図っている。

（埼玉県、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

### 都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援

#### 県内同一の書式による毎年の「成年後見支援センター概況調査」の実施と「成年後見支援センター連絡会議」の開催による情報共有（長野県）

長野県では、県社会福祉協議会が、平成23年度より成年後見支援センターの実施形態や対象地域、規程・要綱等、職員体制、法人後見の受任体制や受任の有無等の項目について把握する「成年後見支援センター概況調査」を行うとともに、成年後見センター相談受付件数集計表も統一の書式を提供している。

概況調査ならびに、相談受付集計表は毎年同じ項目で調査が行われ、各センターの取り組みや相談状況について、センター間の違いや経年による変化が可視化できるよう一覧化されている。

毎年開催される「成年後見支援センター連絡会議」では、「成年後見支援センター概況調査」の結果が公表され、センター間の情報交換が行われるとともに、これから機関を立ち上げる市町村の担当者もオブザーバーとして参加し、県内の他地域の事例を参考とできるような機会を提供している。



### 参考事例のご紹介

広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援に関連して

「成年後見制度等の普及促進事業」により、  
県内の成年後見制度に関する関係者、自治体の広域連携会議を開催（沖縄県）

平成 29 年度、沖縄県では、「成年後見制度等の普及促進事業」を実施。沖縄県社会福祉士会に委託し、同年 12 月に市町村職員（社協や地域包括支援センター等を含む）を対象とした「沖縄県成年後見制度等の普及促進事業に伴う広域連携会議」を開催した。

那覇家庭裁判所、沖縄県弁護士会、リーガルサポート沖縄県支部等が登壇した。  
議題は、

- ・市民後見人の養成
- ・地域福祉計画への記載について
- ・県に期待する役割について

などで、会場からの事例紹介や、会場からの質問に登壇者が応じる質疑応答がなされた。

小規模自治体や離島も抱える沖縄県では、単独自治体で成年後見制度や権利擁護に関する取組を進めることは難しい。主催者である沖縄県、沖縄県社協担当者からは、今回の初顔合わせの会議を機に、各行政区域または家裁のエリアごとに、関係者がネットワークをつくってほしいという期待を込めたエールが送られた。

（沖縄県、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

## (2) 都道府県の整備ビジョン ～静岡県を例に～

静岡県では、平成 23 年度に国の介護保険事業費補助金に市民後見推進事業が新設された際に地域福祉課が成年後見制度（市民後見）の所管課となり、平成 24 年度から市町における市民後見人育成・活動支援の体制整備に向け、県社会福祉協議会（以下「県社協」）との連携・協働による取り組みを開始しました。

平成 26 年度には、成年後見制度利用に関する潜在ニーズを「見える化」するため、県社協が「成年後見制度に関する実態把握調査」を実施しました。結果、県内には、22,427 人以上の成年後見等の権利擁護が必要な「要支援者」が存在することが判明し、市町の取組を促すため、調査結果を市町別の一覧にして、各市町行政等に情報提供しました。

このように市町に対し、市民後見人育成・活動支援の体制整備を促し、支援している中、利用促進法が施行、国の基本計画が策定され、県の推進方針として、まずは市民後見人の育成・活動支援の体制を整え、その支援体制を拡充していくことで中核機関に発展させていくこととしました。県社協との連携のもと、国補助金等を活用して、複数の市町の広域連携を支援するため、家庭裁判所の管轄を考慮した区割り案の提案、関係市町による協議の場の設定や合意形成にむけた支援などに取り組んできています。

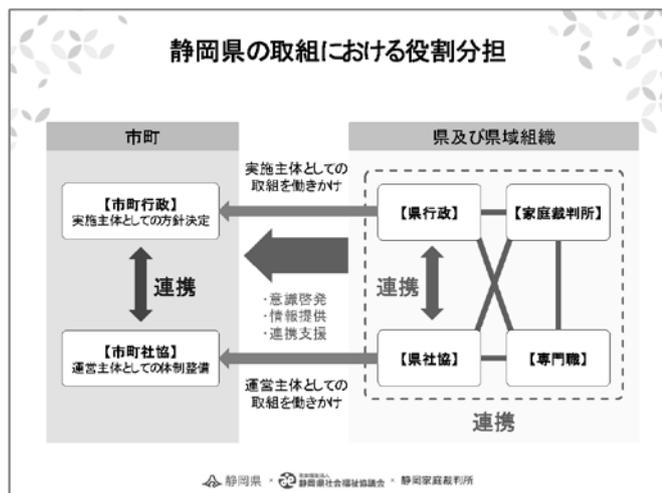
(平成 29 年度に実施している事業)

- ・ 広域設置研修（近隣市町との広域連携支援）
- ・ 市町、市町社協向け成年後見推進事業に関する相談窓口の設置
- ・ 利用促進セミナー（利用促進法への対応を支援）
- ・ 利用促進協議会（家庭裁判所や専門職等との連携を支援）
- ・ 市町の行う市民後見人育成等の事業への助成

静岡県における市町の体制整備支援に係る県及び県域組織（県社協、家庭裁判所・専門職）の役割分担は右図の通りです。

また、県及び県社協による市町の体制整備支援の取組は、P.107 のように図示できます。

上記の事業に加え、平成 30 年度には、潜在ニーズの顕在化、制度利用の必要性の高い人を早期利用につなぐ、地域連携ネットワークを支える（要支援者の見守り）人材の育成等を目的とした、福祉関係者等への理解促進事業の実施を予定しています。



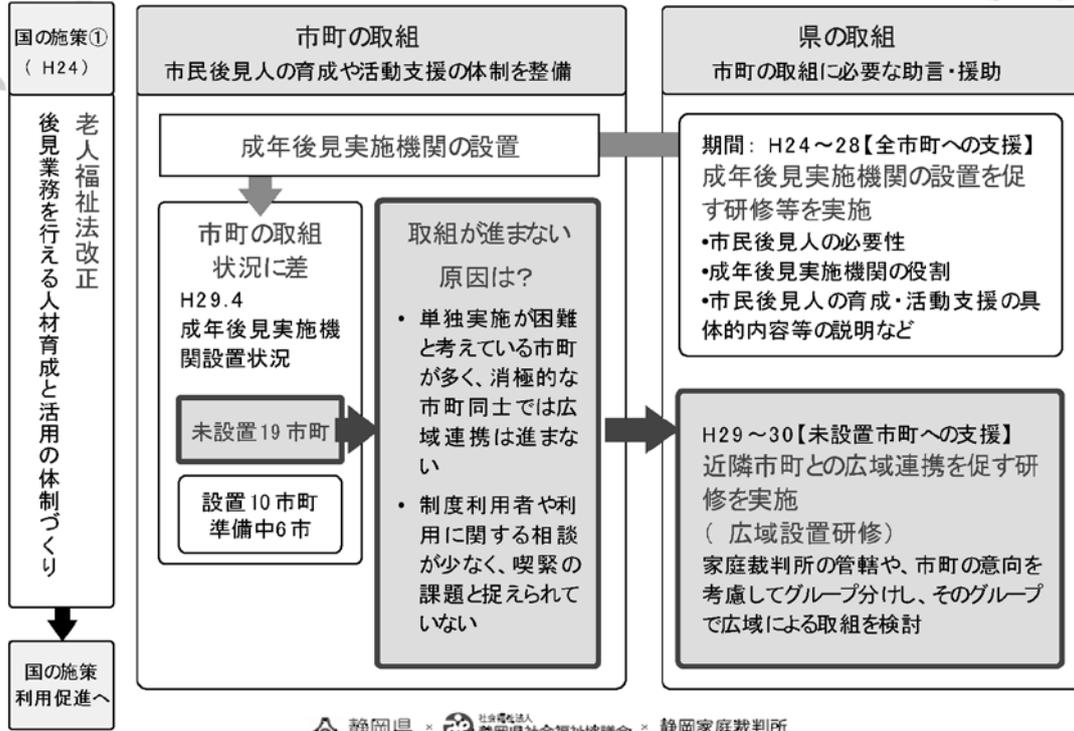
平成 30 年 3 月 7 日「成年後見制度利用促進フォーラム」での静岡県、静岡県社会福祉協議会、静岡家庭裁判所の報告資料から抜粋。

参考 市町における市民後見人育成・活動支援の体制整備に向けた  
県、県社協の取組経過〔～平成28年度まで〕

年度	組織	実施事業	
		県・県社協の共同事業 (県から県社協に委託)	独自事業
平成23年度	○高齢・障害両分野をつなぐ部署として、成年後見制度(市民後見)の所管を地域福祉課に変更(県)		
平成24年度	○日常生活自立支援事業を基幹社協方式から全市町実施に変更	○市町における市民後見人の育成・活動支援の体制づくりに着手(=成年後見実施機関の設置) ○3市社協をモデル地区として選定し、制度の周知と推進を図る	
平成25年度		○市町職員研修 ⇒市民後見人の支援体制構築・ネットワークづくり ○普及啓発 ⇒シンポジウム・パンフレット作成	
平成26年度	○組織改編に伴い生活支援部権利擁護課を設置(主な所管業務は「日常生活自立支援事業」、「生活困窮者自立支援事業」、「成年後見制度推進事業」)(県社協)	○法人後見実施機関職員研修	○広域の後見実施機関設置推進研修(県) ○成年後見制度利用に関する潜在的ニーズを“見える化”するための実態調査を実施(県社協)
平成27年度		○法人後見実施機関職員研修	○市町成年後見推進事業費助成(県)
平成28年度		○法人後見実施機関職員研修 ○成年後見実施機関設置推進研修 ○市民後見人育成・活用推進事業	○市町成年後見推進事業費助成(県)

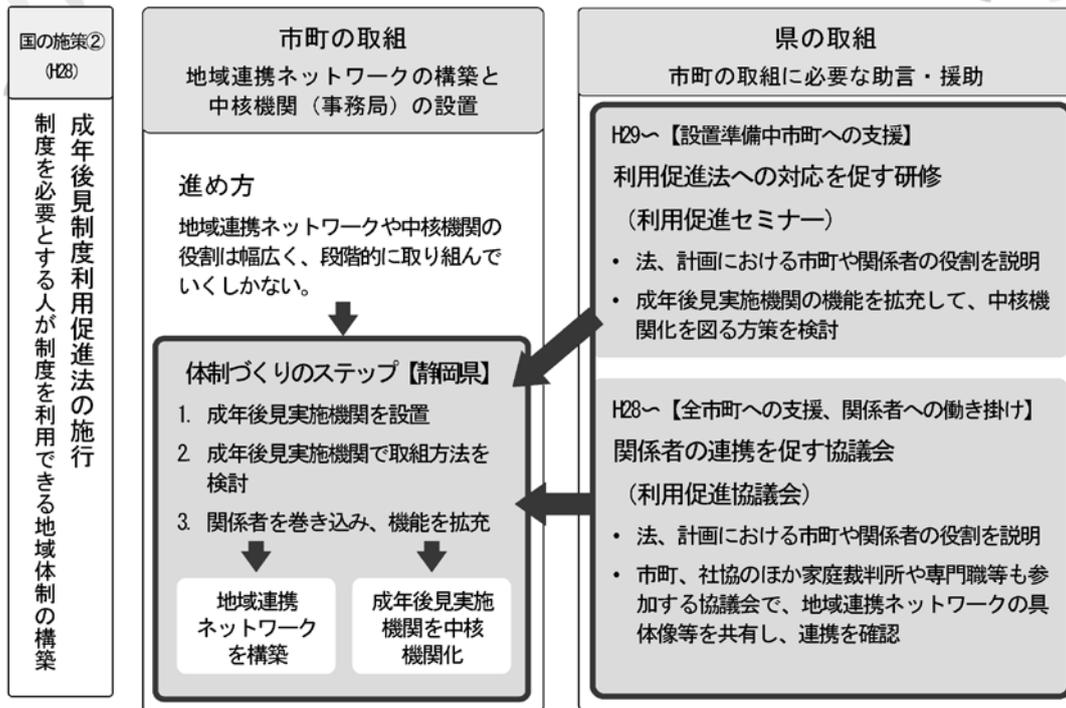
注：静岡県の基礎自治体数：35市町（政令市2、一般市21、町12）

## 静岡県における市町の体制整備への支援 ①



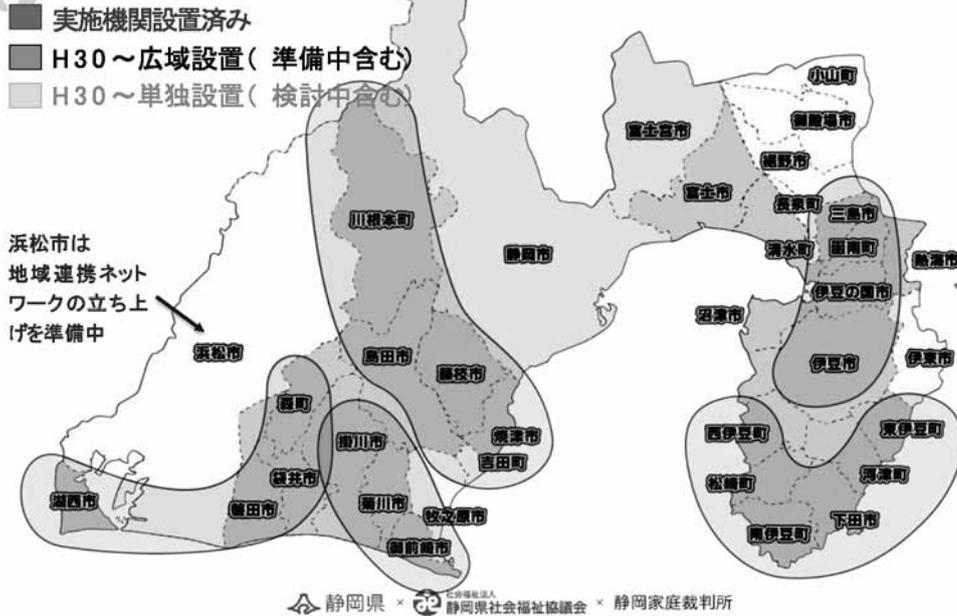
※報告資料の一部を修正

## 静岡県における市町の体制整備への支援 ②



## 静岡県における平成29年度の取組

### 30年度の成年後見実施機関の設置状況(見込み)



※「成年後見実施機関」とは、静岡県においては市民後見人の育成、活動支援のための体制を指す。

## 静岡県における平成29年度の取組

### 成年後見実施機関広域設置研修

市民後見人の育成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援

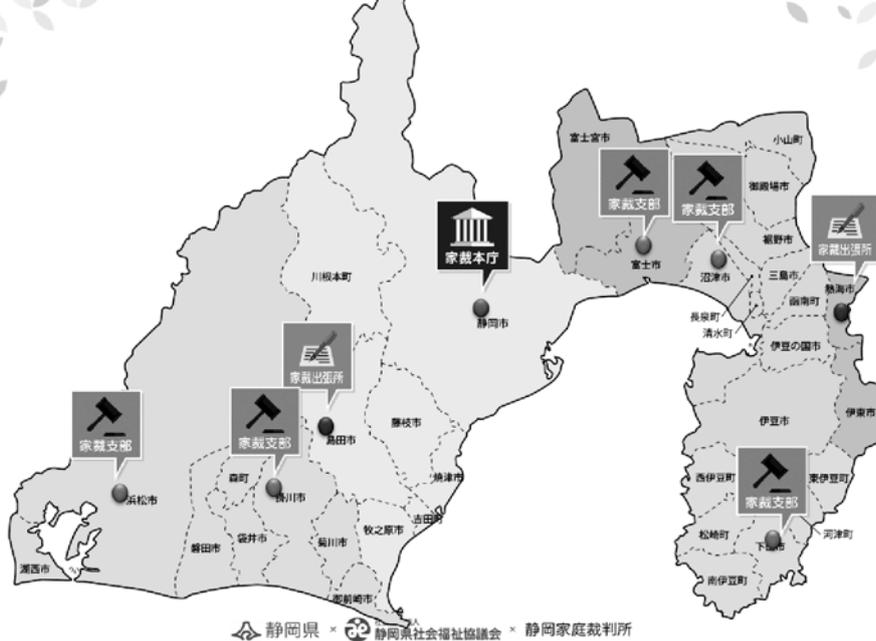
<b>前期</b> (平成29年11月～)	〔基調説明〕	・ 広域連携による成年後見実施機関の設置について
	〔グループ研修〕	・ 広域連携による成年後見実施機関の設置についての理解の促進と意見交換
<市町に課題>		前期研修の内容を踏まえ、各市町において今後の方向性を検討
<b>後期</b> (平成30年2～3月)	〔各市町発表〕	・ 検討経過や今後の方向性について発表
	〔グループ研修〕	・ 今後の進め方について意見交換

### 成年後見実施機関設置・運営相談事業

成年後見実施機関の設置、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を支援するため、市町及び市町社会福祉協議会を対象とする相談窓口を県社会福祉協議会に設置

静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

## 静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】



## 静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】

### <出席者>

- ・市町行政 ・市町社会福祉協議会 ・静岡県弁護士会 ・公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 ・一般社団法人静岡県社会福祉士会
- ・静岡県社会福祉協議会 ・静岡県 ・静岡家庭裁判所(オブザーバー)

地区	家裁設置	参加市町	市町数
賀茂	下田支部	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	1市5町
東部①	熱海出張所	熱海市、伊東市	4市
	富士支部	富士市、富士宮市	
東部②	沼津支部	三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、沼津市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	6市4町
中部	本庁	静岡市	6市2町
	島田出張所	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市(旧御前崎町)、吉田町、川根本町	
西部	掛川支部	掛川市、御前崎市(旧浜岡町)、菊川市、森町	7市1町
	浜松支部	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市	

### 29年度の 内容

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画の説明
- 各市町における市民後見人の育成・活用の体制づくりや地域連携ネットワーク・中核機関の整備に向けた関係機関との連携



## 参考事例のご紹介

### 静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について

#### ■成年後見ニーズへの対応と検討の場の立ち上げ

静岡県内では、平成30年度には約8割の自治体において、成年後見（市民後見）に関する体制が整備される見込みであり、その多くは、自治体が家庭裁判所の管轄エリア等を考慮してグループをつくり、連携して取り組まれています。その原点の一つとなった取組について紹介します。

静岡県伊豆半島南部の賀茂地区（1市5町）では、人口減少と高齢化が進行する中、受任可能な専門職後見人が少なく、「後見ニーズが爆発している状態」と称されるほどに後見人不足が深刻化していました。

このような中、平成27年度に地元弁護士が中心となった「成年後見に関する勉強会」が立ち上がったことを契機に、同勉強会に参加していた静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」と表記）が呼びかけを行い、賀茂地区1市5町の社会福祉協議会（以下「市町社協」と表記）と県社協による検討会が立ち上がりました。当地区における市町社協の権利擁護事業に関する体制は脆弱でしたが、「権利擁護が必要な方が制度を利用できないのは、深刻な地域の福祉課題である」という認識で一致し、賀茂地区1市5町社協が連携して市民後見人育成等の共同事業に取り組む合意が形成されました。市町社協の取組姿勢は、自治体や専門職団体等にも明示されました。同時期に、静岡県行政（以下「県」と表記）においても、賀茂地区1市5町自治体による検討会を実施しており、1市5町が連携して課題に取り組む合意形成が図られました。

#### ポイント

県行政は市町行政に、県社協は市町社協に対して合意形成に向けた支援を行った。

#### ■家庭裁判所と関係機関の連携、県域機関の支援について

静岡県域では、静岡家庭裁判所（以下「家裁」と表記）、専門職、県、県社協間で定期的な意見交換の場が設置され、顔の見える関係に基づき、情報交換や率直な意見交換を行いやすい基盤が構築されてきています。

賀茂地区の実情についても、家裁に対し、県・県社協等より緊急に解決しなければいけない深刻な課題であると情報提供され、家裁内でも賀茂地区の課題が共有されることとなりました。

賀茂地区における家裁と関係機関との連携・協議にあたっては、賀茂地区を管轄する家裁下田支部に任せるだけでなく、家裁本庁が音頭を取り、下田支部の支援が行われることとなりました。本庁の支援のもと、下田支部の裁判官と市町社協等関係者の打合せが行われ、専門職から市町社協の取組を支援することなどが表明され、市民後見人育成等広域連携事業に関する共通認識が形成されました。

家裁と専門職、県、県社協の意見交換の場においても、賀茂地区における広域連携の取組が報告され、家裁による市町・市町社協の取組への関わり方についてイメージを共有し、全県に広げるよう話し合われました。

平成 29 年度に概ね家裁の支部・出張所単位で県内 5 箇所にて開催された「静岡県成年後見制度利用促進協議会」においても、当該地域を管轄する家裁支部に加えて家裁本庁からもオブザーバーが出席し、各地域においても自治体等関係者と家裁との顔の見える関係が構築されてきています。

#### ポイント

- ・家裁本庁の働きかけにより、家裁支部と関係者等との打合せが実現。
- ・専門職等による市町社協の支援体制を構築。

(2018 年 3 月 7 日「成年後見制度利用促進フォーラム」第 2 部報告より)